

# 新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

株式会社 KADOKAWA・DWANGO

提出会社

株式会社 KADOKAWA

株式会社ドワンゴ

表紙

第一部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】	- 1 -
第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】	- 1 -
1 【組織再編成の目的等】	- 1 -
2 【組織再編成の当事会社の概要】	- 9 -
3 【組織再編成に係る契約】	- 9 -
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	- 37 -
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	- 41 -
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	- 42 -
7 【組織再編成に関する手続】	- 43 -
第2 【統合財務情報】	- 46 -
第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	- 48 -
第二部 【企業情報】	- 49 -
第1 【企業の概況】	- 49 -
1 【主要な経営指標等の推移】	- 49 -
2 【沿革】	- 49 -
3 【事業の内容】	- 49 -
4 【関係会社の状況】	- 50 -
5 【従業員の状況】	- 50 -
第2 【事業の状況】	- 52 -
1 【業績等の概要】	- 52 -
2 【生産、受注及び販売の状況】	- 52 -
3 【対処すべき課題】	- 52 -
4 【事業等のリスク】	- 52 -
5 【経営上の重要な契約等】	- 60 -
6 【研究開発活動】	- 60 -
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	- 60 -
第3 【設備の状況】	- 61 -
1 【設備投資等の概要】	- 61 -
2 【主要な設備の状況】	- 61 -
3 【設備の新設、除却等の計画】	- 61 -
第4 【上場申請会社の状況】	- 62 -
1 【株式等の状況】	- 62 -
2 【自己株式の取得等の状況】	- 70 -
3 【配当政策】	- 70 -

4	【株価の推移】 .....	- 71 -
5	【役員状況】 .....	- 72 -
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	- 83 -
第5	【経理の状況】 .....	- 85 -
第6	【上場申請会社の株式事務の概要】 .....	- 85 -
第7	【上場申請会社の参考情報】 .....	- 86 -
1	【上場申請会社の親会社等の情報】 .....	- 86 -
2	【その他の参考情報】 .....	- 86 -
第三部	【上場申請会社の保証会社等の情報】 .....	- 87 -
第四部	【上場申請会社の特別情報】 .....	- 88 -
第1	【最近の財務諸表】 .....	- 88 -
1	【貸借対照表】 .....	- 88 -
2	【損益計算書】 .....	- 88 -
3	【株主資本等変動計算書】 .....	- 88 -
4	【キャッシュ・フロー計算書】 .....	- 88 -
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 .....	- 88 -

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社である株式会社KADOKAWA・DWANGO（以下「当社」または「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により平成26年10月1日に設立登記する予定です。

（注）本報告書提出日の平成26年9月1日においては、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立日の平成26年10月1日現在の状況について説明する事前書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 清田 瞭 殿  
【提出日】 平成26年9月1日  
【会社名】 株式会社KADOKAWA・DWANGO  
【英訳名】 KADOKAWA DWANGO CORPORATION  
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 川上 量生  
代表取締役社長 佐藤 辰男  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目13番3号  
【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。  
【事務連絡者氏名】 同上  
【最寄りの連絡場所】 同上  
【電話番号】 同上  
【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社KADOKAWA  
【英訳名】 KADOKAWA CORPORATION  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松原 眞樹  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目13番3号  
【電話番号】 03-3238-8401  
【事務連絡者氏名】 取締役経理財務本部長 渡辺 彰  
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見二丁目13番3号  
【電話番号】 03-3238-8412  
【事務連絡者氏名】 取締役経理財務本部長 渡辺 彰

【会社名】	株式会社ドワンゴ
【英訳名】	DWANGO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒木 隆司
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
【電話番号】	03-3549-6300
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 小松 百合弥
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
【電話番号】	03-3549-6300
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 小松 百合弥

# 第一部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

## 第 1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

### 1 【組織再編成の目的等】

(1) 本株式移転による経営統合の背景と目的等

#### ① 背景

株式会社 KADOKAWA（以下、「KADOKAWA」といいます。）は、出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業等を行い、優れたコンテンツ創出力とブランドを活かして、世界で通用する I P の創出と国内外での事業展開の強化に向けて邁進してまいりました。平成 25 年 10 月には、連結子会社 9 社を吸収合併し、事業会社としての強固な基盤を確立するとともに、I P を核とした多種多様な領域をカバーするメガコンテンツパブリッシャー、デジタルコンテンツプラットフォーマーとして、新たなサービスに挑戦しております。

株式会社ドワンゴ（以下、「ドワンゴ」といいます。）は、モバイル端末向けコンテンツ配信サービスやゲームソフトの開発・販売、ライブイベントの運営、そして日本最大級の動画サービスである niconico を展開し、その扱うコンテンツの独自性や特異性、ユーザー同士のコミュニケーションから生まれる創作文化の支持を受け、「ネット」と「リアル」が融合する次世代ネットワーク・エンタテインメント分野での事業展開を推し進めてまいりました。niconico は、平成 26 年 3 月末現在で登録会員数 3,936 万人、有料のプレミアム会員数 223 万人を有するプラットフォームに成長しており、変化の激しい業界において、今までにないユニークなサービスの創造に継続的に取り組んでおります。

近年、L T E 等の高速通信網の整備により、外出時も大容量通信を利用できる環境が整備されたことで、スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及とともに通信機能を備えたデバイスの進化と多様化が進んでおります。それに伴い、多様なユーザーニーズに応えるための新しいアプリやサービスが次々と登場し、また、S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）、動画配信サービス、電子書籍等のデジタルコンテンツの利用も拡大しております。

かかる事業環境の下、KADOKAWA とドワンゴは持続的な成長を図るために、KADOKAWA の書籍、コミック、映画、アニメ、情報誌、ゲームなどのエンタテインメント・コンテンツと、ドワンゴの niconico を始めとした様々なサービス及び高度なネットワーク技術を連携させ、付加価値の高いコンテンツや新規サービスを迅速に提供することを目的として、平成 22 年 10 月に包括的業務提携を行い、平成 23 年 5 月には資本提携を行っております。さらに、両社は、互いのリソースを活用し、新しい形の広告サービスを開発するために、平成 25 年 3 月にドワンゴの子会社であった株式会社スマイルエッジ（以下、「スマイルエッジ」といいます。）を合併会社化いたしました。

これらの結果、両社のコラボレーションにより互いの収益に貢献する事業が生まれるなど、事業提携は順調に進捗しております。

この度、両社のビジョン、経営方針及び両社を取り巻く環境を総合的に勘案した結果、両社の提携関係をより一層強化することが相互の経営戦略に合致するものであり、さらに両社が経営統合を行って共通の理念と戦略の下でそれぞれの経営資源を有効活用することが、ユーザーを含めたあらゆるステークホルダーの皆様の期

待に沿えるものとの認識に至りました。そのため、KADOKAWA とドワンゴにより統合持株会社（当社）を設立し、両社対等の精神において経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行うことを決定いたしました。

## ② 経営統合の目的及び中期的な目標

本経営統合は、デジタル化とインターネット技術が進展するなかで、KADOKAWA の有するコンテンツ及びリアルプラットフォームとドワンゴの有する技術力及びネットプラットフォームを融合させ、ネット時代の新たなビジネスモデルとなる“世界に類のないコンテンツプラットフォーム”を確立することを目指します。

また、中期的には“進化したメガコンテンツパブリッシャー”として、ネット時代の新たなメディアを築いてまいります。

## ③ 経営統合により見込まれる相乗効果

両社は、「コンテンツとテクノロジーの融合」「リアルプラットフォームとネットプラットフォームの融合」について協議を進めた結果、両社事業の強みを相互に活用し、補完性を高め、既存事業の強化・新規事業創出を実現させるためには、統合持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。本経営統合によって、両社共通の経営戦略の下で、統合によるシナジーを最大限発揮できる経営体制を構築し、両社のユニークな事業特性を活かした連携を進めてまいります。

### ア 両社事業の連携によるシナジー効果

KADOKAWA の優れたコンテンツ編集力を活かし、ドワンゴのプラットフォーム上で User Generated Content として創出される多様なコンテンツをプレミアム化し、メディアミックスを含めた KADOKAWA の販売・流通施策を通じて、KADOKAWA におけるコンテンツ販売事業を最大化いたします。

魅力ある KADOKAWA のコンテンツとドワンゴの最先端のネットプラットフォームを融合させた新たなビジネスモデルのもとにプラットフォームを強化し、ドワンゴのプラットフォームの更なるユーザー数の増加・広告収入の増加という好循環を生み出します。また、KADOKAWA の情報取材・編集力とドワンゴのネットプラットフォームにおける情報展開力を活かし、他のマスメディアを補完するネット時代の新しいメディアを構築いたします。

海外においては、既に KADOKAWA が展開している現地拠点やその運営ノウハウと、ドワンゴのネットプラットフォーム等を活用し、新たなビジネスモデルを検討してまいります。

さらに、両社にて強化されるプラットフォームの上で、両社が持つさまざまなコンテンツや販売チャネルを活用し、EC・新広告サービスの拡大を目指します。

なお、スマイルエッジによる両社広告媒体の共同営業を既に実施しておりますように、本経営統合においてシナジー効果を生むと見込まれる事業については、既存、新規を問わず、両社より互いに経営資源を持ち寄り、スピード感を持って取り組んでまいります。

### イ 統合持株会社体制による経営の機動性・効率性

統合持株会社体制により、両社共通の経営戦略の下、統合持株会社（当社）が成長分野に両社の経営資源を効率的に配分いたします。両社は、独自性を活かしながら、統合持株会社（当社）において総合力を最大限発揮させる経営体制を構築いたします。さらに、管理部門・ITシステムの統合等、統合可能なエリアの効率化を実現し、企業価値の向上を目指してまいります。

## (2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

### ① 上場申請会社の企業集団の概要

ア 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社 KADOKAWA・DWANGO 英文社名：KADOKAWA DWANGO CORPORATION		
(2) 本店所在地	東京都千代田区富士見二丁目13番3号		
(3) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役会長	川上 量生	現： ドワンゴ 代表取締役会長 現： (KADOKAWA 取締役)
	代表取締役社長	佐藤 辰男	現： KADOKAWA 取締役相談役 現： (ドワンゴ 社外取締役)
	取締役相談役	角川 歴彦	現： KADOKAWA 取締役会長
	取締役	荒木 隆司	現： ドワンゴ 代表取締役社長
	取締役	松原 眞樹	現： KADOKAWA 代表取締役社長
	取締役	濱村 弘一	現： KADOKAWA 常務取締役
	取締役	夏野 剛	現： ドワンゴ 取締役
	取締役	小松 百合弥	現： ドワンゴ 執行役員
	社外取締役	船津 康次	現： KADOKAWA 社外取締役
	社外取締役	星野 康二	現： ドワンゴ 社外取締役
	社外取締役	麻生 巖	現： ドワンゴ 社外取締役
	監査役(常勤)	高山 康明	現： KADOKAWA 監査役
	監査役(常勤)	初本 正彦	現： ドワンゴ 内部監査室室長
	監査役(非常勤)	渡邊 顯	現： KADOKAWA 社外監査役
	監査役(非常勤)	鈴木 祐一	現： ドワンゴ 社外監査役
(4) 事業内容	出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業、ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等		
(5) 資本金	200 億円		
(6) 決算期	3 月末日		
(7) 純資産	現時点では確定していません。		
(8) 総資産	現時点では確定していません。		

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と KADOKAWA 及びドワンゴの状況は以下のとおりです。

KADOKAWA 及びドワンゴは、平成 26 年 10 月 1 日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

平成 26 年 3 月 31 日現在

会社名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	役員 の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) KADOKAWA	東京都千代田区	28,825	出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業等	100	8	未定

会社名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
ドワンゴ	東京都中 央区	10,616	ネットワーク・エンタテインメン ト・サービス及びコンテンツの企 画・開発・運営、動画コミュニテイ サービスの運営等	100	7	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、KADOKAWA及びドワンゴは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの最近事業年度末日時点（KADOKAWA は平成 26 年 3 月 31 日時点、ドワンゴは平成 25 年 9 月 30 日時点）の状況は、以下のとおりです。

#### KADOKAWA

##### 関係会社の状況

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金又は出資 金 (百万円)	主要な事 業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任	資金援助	主要な営業上の 取引	設備の賃貸借
(株)ビルディング・ブッ クセンター	埼玉県入間 郡三芳町	320	書籍	100.0	あり	—	製本委託 物流業務委託	建物の賃貸借
(株)ブックウォーカー	東京都 千代田区	100	ネット・デ ジタル	100.0	あり	あり	電子書籍他権利 許諾	建物の賃貸
(株)角川ゲームス	東京都 千代田区	125	ネット・デ ジタル	100.0	あり	あり	ゲームソフトの 販売	建物の賃貸
(株)エイティエックス	東京都 千代田区	5	その他	100.0	あり	あり	システム開発委 託	—
KADOKAWA HOLDINGS ASIA LTD.	香港	206 (百万香港ドル)	その他	100.0	あり	—	—	—
KADOKAWA HOLDINGS U. S. IN HONG KONG LTD.	香港	10 (百万米ドル)	その他	100.0	あり	—	—	—
KADOKAWA PICTURES AMERICA, INC.	米国	35 (百万米ドル)	映像	100.0	あり	—	—	—
注 1								
(株)角川メディアハウス	東京都 千代田区	80	雑誌・広告	100.0	あり	あり	宣伝業務委託	建物の賃貸
(株)角川アスキー総合研 究所	東京都 文京区	85	ネット・デ ジタル	100.0	あり	—	ホームページ制 作委託	—
(株) e b クリエイティブ	東京都	40	雑誌・広告	100.0	—	—	出版編集委託	建物の賃貸

名称	住所	資本金又は出資 金（百万円）	主要な事 業内容	議決権の 所有割合 （％）	関係内容			
					役員の 兼任	資金援助	主要な営業上の 取引	設備の賃貸借
グロービジョン㈱	千代田区 東京都 新宿区	30	映像	100.0	あり	あり	映像編集委託	—
日本映画ファンド㈱	東京都 千代田区	10	映像	100.0	あり	—	映像制作受託	—
㈱エンジェル・シネマ	東京都 千代田区	10	映像	100.0	あり	—	—	—
㈱ムービータイム	東京都 千代田区	70	雑誌・広告	100.0	あり	あり	出版編集委託	建物の賃貸
㈱角川ブックナビ	東京都 千代田区	15	書籍	100.0	あり	—	販売促進業務委 託	—
㈱角川大映スタジオ	東京都 調布市	100	映像	100.0	あり	あり	映像制作委託	—
KADOKAWA International Edutainment㈱	東京都 千代田区	150	その他	100.0	あり	—	—	—
㈱汐文社	東京都 千代田区	10	書籍	100.0	あり	—	—	—
㈱Walker47	東京都 千代田区	100	ネット・デ ジタル	100.0	あり	—	—	建物の賃貸
KADOKAWA HONGKONG LTD.	香港	28 (百万香港ドル)	書籍 雑誌・広告	100.0 [100.0]	あり	—	商標の許諾	—
台湾角川国際動漫股份 有限公司	中華民国 台北市	30 (百万台湾ドル)	その他	100.0 [100.0]	あり	—	—	—
台湾角川股份有限公司	中華民国 台北市	158 (百万台湾ドル)	書籍 雑誌・広告	85.1 [85.1]	あり	—	著作権他権利許 諾	—
㈱キャラアニ	東京都 千代田区	465	ネット・デ ジタル	76.3	あり	あり	キャラクターグ ッズの販売	建物の賃貸
㈱スマイルエッジ	東京都 中央区	99	雑誌・広告	60.0	あり	—	宣伝費の支払	建物の賃貸
㈱ムビチケ	東京都 港区	206	ネット・デ ジタル	54.1 [54.1]	あり	—	—	—
㈱K. S e n s e	東京都 千代田区	100	雑誌・広告	51.0	あり	—	通信販売業務委 託	建物の賃貸

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の [ ] 内は、間接所有割合で内数となっております。
3. 前連結会計年度まで連結子会社であった㈱角川エディトリアル並びに KADOKAWA INTERCONTINENTAL GROUP HOLDINGS LTD. 及びその子会社 12 社については、当連結会計年度において株式を売却したため、KADOKAWA HOLDINGS U. S. INC. については、当連結会計年度において清算したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。さらに当連結会計年度において、以下の連結会社間の合併がありました。

(1) 平成 25 年 4 月 1 日付

KADOKAWA (存続会社) と㈱角川グループパブリッシング

㈱中経出版 (存続会社) と㈱新人物往来社

(2) 平成 25 年 7 月 1 日付

㈱角川デジックス (存続会社) と㈱角川アスキー総合研究所

なお、㈱角川デジックスは、商号を㈱角川アスキー総合研究所に変更しております。

(3) 平成 25 年 10 月 1 日付

KADOKAWA (存続会社) と㈱角川書店、㈱アスキー・メディアワークス、㈱角川マガジズ、㈱メディアファクトリー、㈱エンターブレイン、㈱中経出版、㈱富士見書房、㈱角川学芸出版及び㈱角川プロダクション

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼任	資金援助	主要な営業上の取引	設備の賃貸借
㈱プロダクション・エース	東京都 渋谷区	70	その他	50.0	あり	—	出演料の支払	—
広州天聞角川動漫有限公司	中華人民共和 国	30 (百万人民币)	書籍	49.0 [49.0]	あり	—	著作権他権利許諾	—
SUN WAH KADOKAWA (HONG KONG) GROUP LTD.	香港	100 (百万香港ドル)	映像	45.0 [45.0]	あり	—	—	—
㈱ドコモ・アニメストア	東京都 千代田区	1,000	ネット・デジタル	40.0	あり	—	電子書籍他権利許諾	—
㈱日本電子図書館サービス	東京都 千代田区	15	ネット・デジタル	33.3	あり	—	—	建物の賃貸
㈱リインフォース	東京都 中央区	15	ネット・デジタル	33.3	あり	—	—	—
安利美特股份有限公司	中華民国 台北市	18 (百万台湾ドル)	ネット・デジタル	33.0 [33.0]	あり	—	—	—
㈱イマジカ角川エディトリアル	東京都 千代田区	50	その他	30.0	あり	—	出版制作委託	建物の賃貸
㈱中国物語	東京都 中央区	100	映像	27.4	—	—	—	—
HEMISPHERE MOTION	米国	96	映像	25.0	あり	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資 金（百万円）	主要な事 業内容	議決権の 所有割合 （％）	関係内容			
					役員の 兼任	資金援助	主要な営業上の 取引	設備の賃貸借
PICTURE PARTNERS I, LLC.	米国	(百万米ドル)	映像	[25.0]	あり	—	—	—
HEMISPHERE MOTION PICTURE PARTNERS II, LLC.		28		25.0				
(株)シー・ピー・エス	東京都 豊島区	(百万米ドル) 10	書籍	24.6 [24.6]	—	—	出版物の販売	—
(株)キッズネット	東京都 港区	140	書籍	21.2	あり	—	出版物の仕入	—
(有)空想科学研究所 注1	東京都 渋谷区	3	書籍	16.7	—	—	印税の支払	—
日本映画衛星放送(株) 注1	東京都 千代田区	333	映像	16.7	あり	—	映像作品権利許 諾	—

(注) 1. 実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。

2. 議決権の所有割合の [ ] 内は、間接所有割合で内数となっております。

3. 前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった(株)ティー・ゲート、CRYSTAL SHINE LTD. 及び FAMOUS STAR INVESTMENT LTD. については、当連結会計年度において株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

## ドワンゴ

### 関係会社の状況

#### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又 は被所有割合（％）	関係内容
株式会社ドワンゴモバ イル(注) 2. 5	東京都港 区	100,000	モバイル事業	100.0	ドメインの利用許諾 管理業務等受託 役員の兼任あり
株式会社ドワンゴコン テンツ (注) 2. 6	東京都中 央区	391,250	ポータル事業 ライブ事業	100.0	生放送番組の運営・制作等の委託 管理業務等受託 役員の兼任あり
株式会社ドワンゴ・ユー ザーエンタテインメン ト(注) 7	東京都中 央区	50,000	その他事業	100.0	管理業務等受託
株式会社ニワンゴ(注) 4	東京都渋 谷区	90,000	ポータル事業 その他事業	80.1 (5.0)	管理業務等受託
株式会社スパイク・チュ	東京都港	480,900	ゲーム事業	100.0	管理業務等受託

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
ソフト (注) 2. 5	区				役員の兼任あり
株式会社キテラス	東京都中央区	60,000	ポータル事業	100.0	コンシューマゲーム機等のソフトウェア開発の委託 管理業務等受託 役員の兼任あり

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
株式会社MAGES. (注) 10	東京都渋谷区	295,000	その他事業	46.9	管理業務等受託
株式会社スマイルエッジ (注) 11	東京都千代田区	99,000	ポータル事業	40.0	広告の販売及び広告代理店業等の委託 役員の兼任あり

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 資本金は出資金、議決権の所有割合又は被所有割合は出資割合であります。

4. 議決権の所有割合の ( ) 内は、間接所有割合で内数であります。

5. 株式会社ダウンゴモバイル及び株式会社スパイク・チュンソフトについては、売上高 (連結会社相互間の内部売上高を除く。)

の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報は次のとおりであります。

	主要な損益情報等				
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
株式会社ダウンゴモバイル	13,313,848	669,687	273,802	3,319,538	5,820,030
株式会社スパイク・チュンソフト	4,136,222	352,870	282,409	1,660,269	2,883,131

6. 株式会社CELLは、平成25年1月1日に株式会社ダウンゴコンテンツに社名変更しております。

7. 株式会社ダウンゴ・ミュージックエンタテインメントは、平成25年1月1日に株式会社ダウンゴ・ユーザーエンタテインメントに社名変更しております。

8. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社ティーアンドイーソフトは、平成25年1月7日付でダウンゴの連結子会社である株式会社スパイク・チュンソフトを存続会社とした吸収合併により消滅したため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。

9. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社モバイルコンテンツは、平成24年12月20日に解散を決議し、平成25年2月28日に清算したため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。

10. ダウンゴは、持分法適用関連会社であった株式会社MAGES.の株式を、平成25年12月2日に100%取得し、これにより同社はダウンゴの持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

11. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました株式会社スマイルエッジ（旧株式会社スカイスクレイパー）は平成25年3月7日において保有株式の売却により持分比率が低下したため、当連結会計年度から連結の範囲から除き、持分法適用会社を含めております。
12. 前連結会計年度においてダウンゴの連結子会社でありました多玩國股份有限公司は平成25年6月4日に解散を決議し、当連結会計年度末時点で清算手続き中であり重要性が乏しいため、当連結会計年度から連結の範囲から除いております。
13. 前連結会計年度においてその他の関係会社に該当していたエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社は、平成25年3月4日付けで保有するダウンゴ株式16,326株（議決権比率8%）を売却したことにより、その他の関係会社ではなくなりました。

## ② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

### ア 資本関係

本株式移転により、KADOKAWA 及びダウンゴは当社の完全子会社になる予定です。前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

### イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である KADOKAWA 及びダウンゴの役員の兼任関係は、後記「第二部 企業情報 第4 上場申請会社の状況 5 役員の状況」の記載をご参照下さい。

### ウ 取引関係

当社の完全子会社である KADOKAWA 及びダウンゴとその関係会社との取引関係は、前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【組織再編成に係る契約】

### (1) 株式移転計画の内容の概要

KADOKAWA 及びダウンゴは、平成26年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、KADOKAWA 及びダウンゴを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を、平成26年5月14日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、KADOKAWA の普通株式1株に対して当社の普通株式1.168株、ダウンゴの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、KADOKAWA は平成26年6月21日に開催された定時株主総会において本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っており、ダウンゴは平成26年7月3日に開催された臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行っております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

## (2) 株式移転計画の内容

### 株式移転計画書（写）

株式会社ドワンゴ（以下「ドワンゴ」という。）及び株式会社KADOKAWA（以下「KADOKAWA」という。）は、平成26年5月14日付で、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、ドワンゴ及びKADOKAWAは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第7条において定義する。以下同じ。）において、ドワンゴ及びKADOKAWAの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

#### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

##### (1) 目的

新会社の目的は、別紙1「定款」第2条記載のとおりとする。

##### (2) 商号

新会社の商号は、「株式会社KADOKAWA・DWANGO」とし、英文では「KADOKAWA DWANGO CORPORATION」と表示する。

##### (3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区富士見二丁目13番3号とする。

##### (4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、2億6千万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

#### 第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

川上 量生

佐藤 辰男

角川 歴彦

荒木 隆司

松原 眞樹

濱村 弘一

夏野 剛

小松 百合弥

船津 康次（社外）

星野 康二（社外）

麻生 巖（社外）

2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

高山 康明

初本 正彦

渡邊 顯（社外）

鈴木 祐一（社外）

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社が、本株式移転に際してドワンゴ及び KADOKAWA の株主に対して交付するそのドワンゴ又は KADOKAWA の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。
  - (1) 新会社が本株式移転に際してドワンゴ及び KADOKAWA の株式の全部を取得する時点の直前の時点（以下「基準時」という。）においてドワンゴが発行している普通株式の数に 1 を乗じた数
  - (2) 基準時において KADOKAWA が発行している普通株式の数に 1.168 を乗じた数
2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時におけるドワンゴ又は KADOKAWA の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合にて新会社の普通株式を割り当てる。
  - (1) ドワンゴの株主に対し、その有するドワンゴの普通株式 1 株につき、新会社の普通株式 1 株
  - (2) KADOKAWA の株主に対し、その有する KADOKAWA の普通株式 1 株につき、新会社の普通株式 1.168 株
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合、会社法第 234 条その他関係法令の定めに従い処理する。

#### 第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
200 億円
- (2) 資本準備金の額  
200 億円
- (3) 利益準備金の額  
0 円

#### 第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継）

1. 新会社は、本株式移転に際して、基準時において KADOKAWA が発行している株式会社角川グループホールディングス 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成 21 年 12 月 18 日発行）に付された別紙 2 「株式会社角川グループホールディングス 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の内容」記載の新株予約権（以下「割当対象新株予約権」という。）の新株予約権者（以下「割当対象新株予約権者」という。）に対して、割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における割当対象新株予約権の総数と同数の、新会社の新株予約権（別紙 3 「株式会社 KADOKAWA・DWANGO 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項」記載の新会社の新株予約権付社債に付される同別紙の「1. 新株予約権に関する事項」記載の新株予約権をいう。以下同じ。）を発行し、割当対象新株予約権 1 個につき、新会社の新株予約権 1 個の割合をもって交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時において KADOKAWA が発行している株式会社角川グループホールディングス 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成 21 年 12 月 18 日発行）についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを別紙 3 「株式会社 KADOKAWA・DWANGO 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項」の「6. 割当方法」記載のとおり承継する。

#### 第7条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ドワンゴ及びKADOKAWAが協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. KADOKAWAは、平成26年6月21日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. ドワンゴは、平成26年7月3日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ドワンゴ及びKADOKAWAは協議の上、合意により前二項に定める株主総会開催日を変更することができる。

#### 第9条（株式上場）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

#### 第10条（自己株式の消却）

ドワンゴ及びKADOKAWAは、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式の全て（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取によって取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却する。

#### 第11条（剰余金の配当）

1. ドワンゴは、平成26年9月30日の最終のドワンゴの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり10円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. KADOKAWAは、平成26年3月31日の最終のKADOKAWAの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり60円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. ドワンゴ及びKADOKAWAは、前二項に定める場合及び相手方当事者の事前の書面による同意を得た場合を除き、本計画作成後、新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### 第12条（事業の運営等）

ドワンゴ及びKADOKAWAは、本計画作成後、新会社の成立までの間、善良な管理者としての注意をもって、それぞれの事業の運営及び財産の管理を行い、それぞれの事業、財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、事前にドワンゴ及びKADOKAWAが誠意をもって協議の上、合意によりこれを行う。

#### 第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定めるドワンゴ又はKADOKAWAの株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

#### 第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、ドワンゴ又はKADOKAWAの事業、財産状態又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態が発生し、本計画の目的を達成することが不可能又は著しく困難となった場合は、ドワンゴ及びKADOKAWAが協議の上、合意により本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

#### 第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、ドワンゴ及びKADOKAWAが別途協議の上、合意によりこれを定める。

[本頁以下余白]

本計画作成の証として本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月14日

ドワンゴ 東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー

株式会社ドワンゴ

代表取締役社長 荒木 隆司

KADOKAWA 東京都千代田区富士見二丁目13番3号

株式会社 KADOKAWA

代表取締役社長 松原 眞樹

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、株式会社 KADOKAWA・DWANGO と称し、英語では KADOKAWA DWANGO CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条

- 1 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
  - (1) 出版業、図書及び定期刊行物の企画、制作、販売並びにその代理事業
  - (2) 楽譜の出版
  - (3) 電子媒体及び電子機器を利用した出版の企画、制作、製造及び販売
  - (4) 印刷及び製本業
  - (5) 放送法に基づく放送事業
  - (6) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権、ノウハウ、商品化権その他の知的財産権の取得、実施、使用、利用開発、管理、使用許諾、維持、管理、販売、売却及び賃貸に関する事業
  - (7) 音楽著作権の管理
  - (8) 音楽著作物の利用の開発
  - (9) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等画像を施した衣料品、文房具、玩具、装身具、化粧品、日用雑貨等）の企画、製造並びに販売
  - (10) コンピュータ及びその周辺機器、ソフトウェア並びにコンピュータゲーム用ソフトの企画、開発、制作、製造、販売、輸出入及び賃貸
  - (11) コンピュータを利用したネットワークシステムの企画、開発、製造、販売及び賃貸
  - (12) 電子商取引のシステム開発及び販売に関する業務
  - (13) 出版に関するコンサルティング
  - (14) 放送番組の企画、制作、販売及び賃貸
  - (15) 映画、音楽、演劇、美術等の文化事業、スポーツ事業、コンサート、オークションその他各種イベントの企画、制作、運営、興行、販売
  - (16) 映画館、劇場、ホール、スタジオ、ライブハウス、オークション会場、スポーツ施設、観光施設、宿泊施設、飲食店、小売店その他娯楽施設の運営及び経営
  - (17) 音声、映画、映像のソフトウェア（ディスク、テープ等のビデオグラム、フィルム）の企画、制作、製造、販売、輸出入、賃貸及び放送、上映、配給並びにこれらの仲介、媒介
  - (18) 美術、音楽、演芸及び映像技術等に従事する者並びに歌手、芸能タレント、スポーツ選手、作家、プロデューサー、実演家その他のクリエイター、著名人の斡旋、育成、マネジメント及びプロモート

- (19) 国内外の楽曲の原盤制作業務
- (20) コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作
- (21) 新聞、出版物、ネットワークシステム等を利用した広告業、広告に関連する市場調査、市場分析、情報提供、  
広告の企画制作、制作販売及びそれらの代理事業
- (22) 倉庫業及び自動車等一般運輸その他の運送業
- (23) 不動産の売買、斡旋、仲介、賃貸及び管理並びにその代理事業
- (24) 各種旅行の企画、立案及び販売並びに旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- (25) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
- (26) 文房具、室内装飾品、衣料品、時計、玩具、キャラクター商品、清涼飲料、嗜好飲料、酒類、日用品雑貨、食  
料品、装身具、家具、家庭用電気製品、美術品、船舶、自動車及びその部品、医療機器、電子機器、医薬品、動  
物医薬品、医薬部外品、農薬、肥料、度量衡器、医療用具、計量器、化粧品、煙草切手類その他の商品・物品の  
企画、開発、製造、仕入、販売、卸、賃貸、仲介及び輸出入並びにプリペイドカード、図書券の発行及び販売
- (27) 有価証券への投資
- (28) 各種情報処理業及び情報提供サービス業
- (29) 語学教室及び各種カルチャー講座の運営、並びに教材、教育器具の企画、製造、販売
- (30) 各種資格・技能の習得・修習のための通信教育講座の開設・運営及び講座担当講師の指導・養成
- (31) 幼児・小学生・中学生・高校生を対象とした進学・進級・補習のための進学・学習教室の運営及び講習・模擬  
試験の実施
- (32) 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育及び養成並びにコンサルティング
- (33) 人材の職業適性能力の開発及びその研修の実施
- (34) 健康及び医療に関するコンサルティング
- (35) 労働者派遣業
- (36) 有料職業紹介業
- (37) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (38) 店舗設計及びインテリアデザイン、建築デザイン、工業デザインの企画、設計事業
- (39) 通信販売業
- (40) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資信託に関する調査、研究並びに商品投資販売業、商  
品投資顧問業
- (41) 古物の売買、仲介及び輸出入
- (42) マーケティングリサーチ事業
- (43) 経営コンサルティング事業
- (44) 技術セミナーの企画、開催
- (45) セールスプロモーションの企画、立案並びに製作
- (46) 電子商取引における販売促進活動の企画業務
- (47) 電子商取引における物流管理に関する業務
- (48) 電子商取引における情報管理に関する業務
- (49) 企業間の提携に関する仲介業務
- (50) 生花、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料の生産及び販売並びに賃貸

- (51) 保育所、託児所の企画、運営、管理
- (52) 前各号の事業を営む企業に対する投資
- (53) 前各号に附帯する一切の事業

2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

### 第3条

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

### 第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

### 第5条

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

### 第6条

当社の発行可能株式総数は、2億6千万株とする。

(単元株式数)

### 第7条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

### 第8条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

### 第9条

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

#### 第10条

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

#### 第11条

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

#### 第12条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

#### 第13条

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

#### 第14条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

#### 第15条

- 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

#### 第16条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

#### 第17条

株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

### 第18条

当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

### 第19条

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

### 第20条

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

### 第21条

取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

### 第22条

- 1 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

### 第23条

- 1 取締役社長は、当社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。
- 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

### 第24条

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

### 第25条

- 1 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

#### 第26条

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

#### 第27条

取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

#### 第28条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

#### 第29条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

#### 第30条

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

#### 第31条

当社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任)

#### 第32条

- 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

#### 第33条

- 1 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

#### 第34条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

#### 第35条

- 1 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、監査役会を開催することができる。

(監査役会の議事録)

#### 第36条

監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査役の報酬等)

#### 第37条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

#### 第38条

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

#### 第39条

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

#### 第40条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

#### 第41条

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

#### 第42条

- 1 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

#### 第 43 条

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

#### 第 44 条

- 1 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。
- 2 未払の配当金には、利息をつけない。

### 第 7 章 附則

(最初の事業年度)

#### 第 45 条

第 40 条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

#### 第 46 条

第 29 条及び第 37 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間に係る当社の取締役及び監査役の報酬等の合計額は、それぞれ次のとおりとする。

取締役 金 4 億円以内

監査役 金 5 千万円以内

(附則の削除)

#### 第 47 条

本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以 上

1. 新株予約権に関する事項

(1) 株式会社角川グループホールディングス 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、別紙2において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）に付された新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、その総数は2,200個とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により株式会社 KADOKAWA（株式会社角川グループホールディングスが2013年6月22日をもって商号変更。以下、別紙2において、「当社」という。）が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記1. (3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とする。

② 当初転換価額は2,802円とする（2014年3月31日現在における転換価額は2,498円）。

③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われぬ。

④ 2012年12月4日（日本時間、以下、別紙2において、「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下、別紙2において、「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下、別紙2において、「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下、別紙2において、「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日

において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。

かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下、別紙2において、「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われぬものとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2010年1月4日から2014年12月4日の銀行営業終了時（いずれもロンドン時間）までとする。但し、本社債が下記2.(4)②乃至⑤記載の規定に従い繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2014年12月4日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、法令又は当社の定款の作用によるとを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下、別紙2において、「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合、当該行使日及び株主確定日が当該4営業日に満たない間は、当該本新株予約権の行使はできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, London の所定の営業所において受け付ける。

(8) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 当社が組織再編等（下記2.(4)③に定義する。）を行う場合には、本新株予約権付社債が当該組織再編等効力発生日より前に償還されていない限り、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を引き受けさせ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

「組織再編等効力発生日」とは、各組織再編等において予定されるその効力発生日をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数

当該組織再編等の条件等及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。なお、転換価額は上記 1. (3)③及び④と同様の調整及び修正に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記(i)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(i)に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記 1. (5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ 承継会社等の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等の際の新株予約権の行使

承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

## 2. 本社債に関する事項

### (1) 本社債の総額

金 110 億円（2014 年 3 月 31 日現在の未償還の額は、25 億 8,000 万円）。

(2) 各本社債の額面金額

5,000,000 円

(3) 本社債の利息支払の方法及び期限

① 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

(i) 本社債の利率

本社債の額面金額に対して年率 1.0%とする。

(ii) 利息支払の方法及び期限

本社債の利息は、払込期日（同日を除く。）から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、2010 年 3 月 31 日を第 1 回の利息支払期日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日にその日（同日を含む。）までの前半箇年分を支払い、2014 年 12 月 18 日の最終の支払いについては 2014 年 9 月 30 日（同日を除く。）から 2014 年 12 月 18 日（同日を含む。）までの分を支払う。

(iii) 上記支払いのために各本社債には利札を付す。

(iv) 償還期日以降は利息を付さない（1 円未満の端数は四捨五入する。）。

(v) 利息は、1 年を 360 日、1 ヶ月を 30 日として計算される。

(vi) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合には、その翌銀行営業日までこれを繰り延ばす。

② 利息の支払場所

下記(8)記載の社債償還金支払場所と同じ。

(4) 償還の方法及び期限

① 満期償還

2014 年 12 月 18 日に、本社債額面金額の 100%で償還する。

② 税制変更による繰上償還

当社は、本社債に関する支払に関し下記 2. (7)①により追加金支払義務が発生したこと又は発生することを Daiwa Securities SMBC Europe に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知（以下、別紙 2 において、「税制変更償還通知」という。）をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を 2009 年 12 月 19 日以降、本社債額面金額の 100%に繰上償還日までの経過利息を付して、償還することができる。

上記にかかわらず、当社が税制変更償還通知をした場合であって、かかる税制変更償還通知がされた時点において、残存する本社債の額面金額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、本社債の各所持人は、当該本社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有し、また、当該税制変更償還通知にはその旨を記載するものとする。この場合、当社は本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払につき下記 2. (7)①記載の追加金の支払義務を負わず、当該本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払は下記 2. (7)①記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。当該本新株予約権付社債の所持人の権利は、当社に対して上記繰上償還日の 20 日前までに書面で通知することにより、行使されるものとする。

③ 組織再編等による繰上償還

(i) 合併事由（以下に定義する。）（本新株予約権に代わる新たな新株予約権が本社債権者に付与されないもの。）の提案がされた場合、(ii) 持株会社化事由（以下に定義する。）（本社債に基づく当社の債務が承継会社等に移転又は承継されることが提案されないものに限る。）の提案がされた場合、(iii) 組織再編等（以下に定義

する。) (承継会社等により、本社債権者に対し、本新株予約権の代わりに新たな新株予約権が付与されるもの。) が、本新株予約権に相当するものとして本新株予約権行使要領に定める内容で提案されない場合、又は(iv)当社が、当該組織再編等の発生日又はその前に、承継会社の普通株式が当該組織再編等効力発生日において上場予定であること若しくは引き続き上場されていることを当社がその時点において想定していない旨をその理由と共に記載し代表取締役が署名した証明書を幹事会社に対して送付している場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、繰上償還日から東京における30日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記2.(7)①に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。但し、かかる償還は、発行会社の株主総会(又は、株主総会での承認を要しない場合には発行会社の取締役会)による当該組織再編等の承認を条件とするものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記1.(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。かかる方式の詳細は、当社代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記1.(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会)における、(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。「合併事由」という。)、(ii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iii)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。「持株会社化事由」という。)又は(iv)日本法に定められたその他の組織再編行為(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。)の承認決議の採択を総称していう。

#### ④ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って当社以外の者(以下、別紙2において、「公開買付者」という。)により、当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も、当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。)に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本④の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かか

る償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。) に、残存する本社債の全部 (一部は不可) を、上記償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記 (7) ①に基づく追加金 (もしあれば) を付して繰上償還する。

⑤ クリーンアップコール条項による繰上償還

当社は、下記通知日における元本残高が、当初発行された本社債額面金額合計額の 10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をすることにより、2009 年 12 月 19 日以降 2014 年 12 月 17 日までの期間中、残存する本社債の全部 (一部は不可) を本社債額面金額の 100%に繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還することができる。

⑥ 買入消却

当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買取引受人を介して買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債を Daiwa Securities SMBC Europe に引き渡しして消却することができる。かかる場合、Daiwa Securities SMBC Europe は直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければならない。

⑦ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、Daiwa Securities SMBC Europe が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当該通知受領より 15 日以内に当該事由を治癒し、又はその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置をとらない限り、当社は残存する本社債の全部を本社債額面金額の 100%で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、額面金額 5,000,000 円の各本社債と各本新株予約権 1 個を表章する無記名式の新株予約権付社債券 (以下、別紙 2 において、「本新株予約権付社債券」という。) とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証

なし。

(7) 特約

① 追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本国内のその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債 (以下に定義される。) 又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等に比率で及ぶ場合、又は Daiwa Securities SMBC Europe が十分と認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

上記における「外債」とは、当社が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務 (日本法上の社債に該当し、償還期間が 1 年を超えるものをいう。) のうち、(i) 日本以外の通貨円建てのもの、又は(ii)

日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承認を得て日本国外で募集若しくは販売されるものであり、かつ、(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場において、当面の間、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいう。

(8) 本社債の償還金支払場所

Daiwa Securities SMBC Europe の所定の営業所において支払う。

3. 上場

該当事項なし。

4. 安定操作取引

該当事項なし。

5. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

1. 新株予約権に関する事項

(1) 株式会社 KADOKAWA・DWANGO（以下、別紙3において、「当社」という。）2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、別紙3において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）に付された新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、その総数は2,200個とする。但し、ドワンゴと KADOKAWA との間で2014年5月14日に作成された株式移転計画に基づく株式移転（以下、別紙3において、「本株式移転」という。）の効力が生ずる直前に KADOKAWA 以外の者により保有されている残存する株式会社角川グループホールディングス2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、別紙3において、「承継前新株予約権付社債」という。）に付された新株予約権の数が2,200個より少ない場合には、当該少ない個数とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記1. (3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とする。

② 転換価額は、当初、本株式移転の効力が生ずる直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を1.168で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。

③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われぬ。

④ 2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下、別紙3において、「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下、別紙3において、「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下、別紙3において、「特別修正日」という。）に効力を生じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決

定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は1度しか行われな  
いものとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従  
い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を  
切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とす  
る。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本株式移転の効力が生ずる日（以下、別紙3において、「本株式移転効力発生日」という。）から2014年12月  
4日の銀行営業終了時（いずれもロンドン時間）までとする。但し、本社債が下記2. (4)②乃至⑤記載の規定に従  
い繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、また、当社が本  
本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2014年12月4日  
より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、法令又は当社の定款の作用によるとを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された  
場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下、別紙3において、「行使日」という。）  
と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定  
日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合、当該行使日及び株主確定日が当該4営業日に満たない間は、  
当該本新株予約権の行使はできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株  
主を確定するために定められた日をいう。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, London の所定の営業所において受け付ける。

(8) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 当社が組織再編等（下記2. (4)③に定義する。）を行う場合には、本新株予約権付社債が当該組織再編等効  
力発生日より前に償還されていない限り、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付  
社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を引き受けさせ、かつ、本新株予約権に代  
わる新たな新株予約権を交付させるものとする。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発  
生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に  
係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

「組織再編等効力発生日」とは、各組織再編等において予定されるその効力発生日をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約  
権の数と同一の数とする。

- ② 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数  
当該組織再編等の条件等及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。なお、転換価額は上記1.(3)③及び④と同様の調整及び修正に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記(i)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日又は上記(i)に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記1.(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等の際の新株予約権の行使  
承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑨ その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

## 2. 本社債に関する事項

### (1) 本社債の総額

承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金 110 億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額

(2) 各本社債の額面金額

5,000,000 円

(3) 本社債の利息支払の方法及び期限

① 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

(i) 本社債の利率

本社債の額面金額に対して年率 1.0%とする。

(ii) 利息支払の方法及び期限

本社債の利息は、本株式移転効力発生日（同日を除く。）から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日にその日（同日を含む。）までの前半箇年分を支払い、2014 年 12 月 18 日の最終の支払いについては 2014 年 9 月 30 日（同日を除く。）から 2014 年 12 月 18 日（同日を含む。）までの分を支払う。

(iii) 上記支払いのために各本社債には利札を付す。

(iv) 償還期日以降は利息を付さない（1 円未満の端数は四捨五入する。）。

(v) 利息は、1 年を 360 日、1 ヶ月を 30 日として計算される。

(vi) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合には、その翌銀行営業日までこれを繰り延ばす。

② 利息の支払場所

下記(8)記載の社債償還金支払場所と同じ。

(4) 償還の方法及び期限

① 満期償還

2014 年 12 月 18 日に、本社債額面金額の 100%で償還する。

② 税制変更による繰上償還

当社は、本社債に関する支払に関し下記 2. (7)①により追加金支払義務が発生したこと又は発生することを Daiwa Securities SMBC Europe に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知（以下、別紙 3 において、「税制変更償還通知」という。）をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を本株式移転効力発生日の翌日以降、本社債額面金額の 100%に繰上償還日までの経過利息を付して、償還することができる。

上記にかかわらず、当社が税制変更償還通知をした場合であって、かかる税制変更償還通知がされた時点において、残存する本社債の額面金額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、本社債の各所持人は、当該本社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有し、また、当該税制変更償還通知にはその旨を記載するものとする。この場合、当社は本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払につき下記 2. (7)①記載の追加金の支払義務を負わず、当該本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払は下記 2. (7)①記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。当該本新株予約権付社債の所持人の権利は、当社に対して上記繰上償還日の 20 日前までに書面で通知することにより、行使されるものとする。

③ 組織再編等による繰上償還

(i) 合併事由（以下に定義する。）（本新株予約権に代わる新たな新株予約権が本社債権者に付与されないもの。）の提案がされた場合、(ii) 持株会社化事由（以下に定義する。）（本社債に基づく当社の債務が承継会社等に移転又は承継されることが提案されないものに限る。）の提案がされた場合、(iii) 組織再編等（以下に定義する。）（承継会社等により、本社債権者に対し、本新株予約権の代わりに新たな新株予約権が付与されるもの。）

が、本新株予約権に相当するものとして本新株予約権行使要領に定める内容で提案されない場合、又は(iv)当社が、当該組織再編等の発生日又はその前に、承継会社の普通株式が当該組織再編等効力発生日において上場予定であること若しくは引き続き上場されていることを当社がその時点において想定していない旨をその理由と共に記載し代表取締役が署名した証明書を幹事会社に対して送付している場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、繰上償還日から東京における30日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記2.(7)①に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。但し、かかる償還は、発行会社の株主総会(又は、株主総会での承認を要しない場合には発行会社の取締役会)による当該組織再編等の承認を条件とするものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記1.(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。かかる方式の詳細は、当社代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記1.(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会)における、(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。「合併事由」という。)、(ii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iii)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。「持株会社化事由」という。)又は(iv)日本法に定められたその他の組織再編行為(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。)の承認決議の採択を総称するという。

#### ④ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って当社以外の者(以下、別紙3において、「公開買付者」という。)により、当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も、当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。)に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本④の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残

存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還する。

⑤ クリーンアップコール条項による繰上償還

当社は、下記通知日における元本残高が、当初発行された本社債額面金額合計額の10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をすることにより、本株式移転効力発生日の翌日以降2014年12月17日までの期間中、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還することができる。

⑥ 買入消却

当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買取引受人を介して買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債をDaiwa Securities SMBC Europeに引き渡して消却することができる。かかる場合、Daiwa Securities SMBC Europeは直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければならない。

⑦ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、Daiwa Securities SMBC Europeが残存する本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当該通知受領より15日以内に当該事由を治癒し、又はその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置をとらない限り、当社は残存する本社債の全部を本社債額面金額の100%で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、額面金額5,000,000円の各本社債と各本新株予約権1個を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下、別紙3において、「本新株予約権付社債券」という。）とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証

なし。

(7) 特約

① 追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本国内のその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義される。）又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等に比率で及ぶ場合、又はDaiwa Securities SMBC Europeが十分と認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

上記における「外債」とは、当社が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。）のうち、(i)日本以外の通貨円建てのもの、又は(ii)日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承認を得て日本国外で募集若しくは販売さ

れるものであり、かつ、(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場において、当面の間、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいう。

(8) 本社債の償還金支払場所

Daiwa Securities SMBC Europe の所定の営業所において支払う。

3. 上場

該当事項なし。

4. 安定操作取引

該当事項なし。

5. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

6. 割当方法

本株式移転の効力が生ずる直前に KADOKAWA 以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債の社債権者に対して、その保有する承継前新株予約権付社債に係る社債金額と同額の社債金額となる本社債を割り当てる。

#### 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### (1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	KADOKAWA	ドワンゴ
株式移転比率	1.168	1

(注1) これにより、KADOKAWAの普通株式1株に対して当社の普通株式1.168株を、ドワンゴの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て、交付いたします。なお、KADOKAWAの株主に交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、当該株主に1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

また、当社の単元株式数は、100株とします。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受けるKADOKAWAまたはドワンゴの株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注2) 当社が株式移転により交付する新株式数（予定）：普通株式74,935,850株

上記は平成26年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにKADOKAWAの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

##### (2) 株式移転比率の算定根拠等

###### ① 算定の基礎

KADOKAWA及びドワンゴは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、KADOKAWAは野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、ドワンゴはJPモルガン証券株式会社（以下、「J.P.モルガン」といいます。）を本経営統合のためのフィナンシャル・アドバイザーとして任命しそれぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領しました。

野村證券は、KADOKAWA及びドワンゴの財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、両社について、両社の株式がともに取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。各評価方法による評価結果は以下のとおりであります。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、ドワンゴの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当ての場合に、KADOKAWAの普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価平均法	1 : 1.11~1.23
類似会社比較法	1 : 0.84~1.45
DCF法	1 : 1.07~1.16

なお、市場株価平均法では、平成 26 年 5 月 13 日（以下、「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社とその関係会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っていません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

また、野村證券が DCF 法の前提とした KADOKAWA の将来の利益計画については、平成 27 年 3 月期において、新規事業投資により対前年度比較において大幅な減益が見込まれますが、平成 28 年 3 月期以降は、上記の新規事業投資の効果出現等の業績寄与により対前年度比較において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。一方、野村證券が DCF 法の前提としたドワンゴの将来の利益計画については、平成 26 年 9 月期以降、プレミアム会員の増加を含むポータル事業における増益により、対前年度比較において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。

KADOKAWA は、野村證券から平成 26 年 5 月 14 日付にて、一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が KADOKAWA の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

他方、J. P. モルガンは、KADOKAWA 及びドワンゴの株式の価額について、両社の株式が証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の見通しを反映するため、両社についての公開情報及び両社から J. P. モルガンに対して提出されたそれぞれの内部財務分析・予測に基づく DCF 法による算定を行いました。各手法による株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、ドワンゴの普通株式 1 株に対して当社の普通株式を 1 株割り当てる場合に、KADOKAWA の普通株式 1 株に割り当てる当社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。

評価方法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価平均法	1 : 1.11~1.23
DCF 法	1 : 0.95~1.46

なお、市場株価平均法については、平成 26 年 5 月 13 日を算定基準日として、算定基準日の両社の株価終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値平均株価を算定の基礎としております。

J. P. モルガンが DCF 法による分析に用いた KADOKAWA の将来の業績・事業予測においては、平成 27 年 3 月期につき、新規事業投資による大幅な減益を見込んでおります。他方、平成 28 年 3 月期以降の事業年度については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは主として、上記の新規事業投資の効果出現等の業績寄与による増益を見込んでいるためです。

また、J. P. モルガンが DCF 法による分析に用いたドワンゴの将来の業績・事業予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは主として、プレミアム会員の増加を含むポータル事業における増益を見込んでいるためです。

J. P. モルガンの上記株式移転比率算定書は、ドワンゴの取締役会が本経営統合を検討するにあたり、情報を提供し支援するという目的のみのために作成されました。J. P. モルガンは、ドワンゴまたはその取締役会に対して、本経営統合に係る特定の株式移転比率について推奨しておらず、また、特定の株式移転比率が唯一の適切な取引条件であることについても推奨しておりません。

また、ドワンゴは、J. P. モルガンから、平成 26 年 5 月 14 日付で、一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がドワンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

（注） J. P. モルガンのフェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式移転比率の算定の前提条件、検討された事項及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

J. P. モルガンは、そのフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明及びその基礎となる株式移転比率の算定を行うにあたり、公開情報、KADOKAWA 若しくはドワンゴから提供を受けた情報または KADOKAWA 若しくはドワンゴと協議した情報及び J. P. モルガンが検討の対象とした、または J. P. モルガンのために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行ってはおきません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。J. P. モルガンは、KADOKAWA またはドワンゴのいかなる資産及び負債についての評価または査定も行っておらず、また、そのような評価または査定の提供も受けておらず、さらに、J. P. モルガンは、倒産、支払停止またはそれらに類似する事項に関する適用法令の下での KADOKAWA またはドワンゴの信用力についての評価も行っておりません。J. P. モルガンは、KADOKAWA 及びドワンゴから提出されたまたはそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析または予測に関連する KADOKAWA 及びドワンゴの将来の業績や財務状況に関する経営陣の現時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。J. P. モルガンは、かかる分析若しくは予測またはそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。J. P. モルガンはまた、本経営統合、両社が締結した統合契約書（以下「本統合契約」といいます。）及び本株式移転計画（以下、本統合契約と併せて、本統合契約等）により企図される他の取引が、日本の法人税法上、非課税組織再編として適格であること、ドワンゴの代表者との間の協議においてまたはドワンゴの代表者から提供を受けた資料にて説明された税務効果があること、本統合契約等に規定されたとおりに実行されること、及び本統合契約等の最終版が J. P. モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。J. P. モルガンは、本統合契約等において KADOKAWA 及びドワンゴが行った表明と保証が、J. P. モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びにドワンゴが本統合契約等に規定された、J. P. モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。J. P. モルガンは、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点についてはドワンゴのアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、J. P. モルガンは、本経営統合の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意または許認可が、KADOKAWA 若しくはドワンゴまたは本経営統合の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

J. P. モルガンの意見表明は、必然的に、J. P. モルガンのフェアネス・オピニオンの日付現在でJ. P. モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいております。J. P. モルガンの意見表明がなされた後の事象により、当該意見表明が影響を受けることがあります。J. P. モルガンはその意見を修正、変更または再確認する義務を負いません。J. P. モルガンのフェアネス・オピニオンは、本経営統合における株式移転比率がダウンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、ダウンゴのいかなる種類の有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとって本経営統合またはそれらの者が受領する対価が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本経営統合を実行するというダウンゴの決定の是非について意見を述べるものではありません。J. P. モルガンは、将来において取引されるKADOKAWAの普通株式またはダウンゴの普通株式の価格に関し、意見を述べるものではありません。

J. P. モルガンは本経営統合に関するダウンゴのファイナンシャル・アドバイザーであり、かかるファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価としてダウンゴから報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本経営統合が実行された場合にのみ発生します。さらに、ダウンゴは、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてJ. P. モルガンを補償することに同意しております。J. P. モルガンのフェアネス・オピニオンの日付までの2年間において、J. P. モルガン及びJ. P. モルガンの関係会社は、本経営統合に関するファイナンシャル・アドバイザー業務を除き、KADOKAWA またはダウンゴのために重要なファイナンシャル・アドバイザー業務、商業銀行業務または投資銀行業務を行ったことはありません。J. P. モルガン及びJ. P. モルガンの関係会社は、その通常の業務において、KADOKAWA またはダウンゴが発行した債券または株式の自己勘定取引または顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J. P. モルガン及びJ. P. モルガンの関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジションまたは売持ちポジションを保有する可能性があります。

## ② 算定の経緯

KADOKAWA は野村證券に、ダウンゴはJ. P. モルガンに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成26年5月14日付で、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

## ③ 算定機関との関係

野村證券は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。また、J. P. モルガンは、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。

## ④ 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

KADOKAWA が発行している2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「承継前新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権（以下「割当対象新株予約権」といいます。）については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、新株予約権者に対してその保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付するとともに、当該新株予約権付社債に係る債務のうち、本株式移転の効力発生直前時において未償還のものを当社が承継いたします。

## ⑤ 上場廃止となる見込み及びその事由

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。また、両社は株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に伴い、両社は平成26年9月26日に東京証券取引所をそれぞれ上場廃止となる予定です。なお、上場廃止につきましては、両社とも東京証券取引所の規則によりその期日が規定されております。

⑥ 公正性を担保するための措置

上記①のとおり、KADOKAWAは、野村證券から平成26年5月14日付にて上記①算定の基礎に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がKADOKAWAの株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

また、上記①のとおり、ドワンゴは、J. P. モルガンから平成26年5月14日付にて上記①に記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がドワンゴの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

また、各社は、法務アドバイザーとして、KADOKAWAは森・濱田松本法律事務所を、ドワンゴは西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。また、西村あさひ法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、両社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。

⑦ 利益相反を回避するための措置

ドワンゴの代表取締役会長である川上量生氏は、KADOKAWAの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、平成26年5月14日開催のKADOKAWAの取締役会において、本経営統合及び本株式移転に関する議題の審議及び決議に参加しておりません。平成26年5月14日開催のKADOKAWAの取締役会においては、川上量生氏を除いたKADOKAWAの取締役全員の賛成により、本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。また、本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成について、KADOKAWAの監査役はいずれも異議がない旨を述べております。

KADOKAWAの取締役相談役（取締役相談役就任以前は代表取締役社長）である佐藤辰男氏は、ドワンゴの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、平成26年5月14日開催のドワンゴの取締役会において、本経営統合及び本株式移転に関する議題の審議及び決議に参加しておりません。平成26年5月14日開催のドワンゴの取締役会においては、佐藤辰男氏を除いたドワンゴの取締役全員の賛成により、本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。また、本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成について、ドワンゴの監査役はいずれも異議がない旨を述べております。

## 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 有価証券の買受け

KADOKAWAの定款においては、(i)会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、及び(ii)取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨が定められているのに対し、当社の定款においては、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨が規定されています。

(2) 単元未満株式の権利

KADOKAWA の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを KADOKAWA に請求すること（いわゆる単元未満株式の買増請求）ができますが、当社株式については、単元未満株式の買増請求をすることはできません。

(3) 未払いの剰余金の配当に関する利息

ドワンゴの定款においては、未払いの剰余金の配当及び中間配当に利息を付さない旨の規定はありませんが、当社の定款においてはかかる規定があります。

## 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

KADOKAWA またはドワンゴの株主が、その有する KADOKAWA の普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWA またはドワンゴに対して会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWA の株主は平成 26 年 6 月 21 日に開催された定時株主総会（KADOKAWA）に先立って、ドワンゴの株主は平成 26 年 7 月 3 日に開催された臨時株主総会（ドワンゴ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ KADOKAWA またはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWA またはドワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から 2 週間以内の会社法第 806 条第 3 項の通知または同第 4 項の公告をした日から 20 日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

ア KADOKAWA

議決権の行使の方法としては、平成 26 年 6 月 21 日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成 26 年 6 月 20 日午後 5 時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、KADOKAWA に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

インターネット等による議決権の行使は、KADOKAWA の指定する議決権行使ウェブサイト

(<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に表示された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。

議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱い、議決権行使書用紙により議決権を行使し、インターネット等でも議決権を行使した場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等で議決権行使を複数回行った場合は、最後の議決権行使を有効なものとし、

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第 313 条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成 26 年 6 月 18 日までに、KADOKAWA に対してその有する不統一行使を行う旨及びその理由を通知する必要があります。また、KADOKAWA は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

イ ドワンゴ

議決権の行使の方法としては、平成 26 年 7 月 3 日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送、インターネット等によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成 26 年 7 月 2 日午後 6 時 30 分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ドワンゴに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

インターネット等による議決権の行使は、ドワンゴの指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。

議決権行使書用紙により議決権を行使し、インターネット等でも議決権を行使した場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等で議決権行使を複数回行った場合は、最後の議決権行使を有効なものとし、

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における KADOKAWA 及びドワンゴの株主に割当てられます。

株主は、自己の KADOKAWA またはドワンゴの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

KADOKAWA は承継前新株予約権付社債を発行しておりますが、承継前新株予約権付社債の割当対象新株予約権について、本株式移転計画における会社法第 773 条第 1 項第 9 号又は第 10 号に掲げる事項についての定めが、割当対象新株予約権に係る会社法第 236 条第 1 項第 8 号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第 808 条第 1 項第 3 号の規定により、本株式移転に関する新株予約権買取請求権は発生しません。

② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続きは不要です。

ドワンゴは、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

## 7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④KADOKAWA においてはドワンゴの、ドワンゴにおいては KADOKAWA の最終事業年度に係る計算書類等の内容、⑤KADOKAWA においてはドワンゴの、ドワンゴにおいては KADOKAWA の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）、並びに⑥KADOKAWA においては KADOKAWA の、ドワンゴにおいてはドワンゴの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等、⑦ KADOKAWA においては株式移転の効力発生日以後における当社の債務（本株式移転について会社法 810 条の規定に

基づき異議を述べる事ができる KADOKAWA の承継前新株予約権付社債権者に対して負担する債務に限ります。) の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、KADOKAWA 及びドワンゴの本店に、平成 26 年 6 月 4 日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、平成 26 年 5 月 14 日開催の KADOKAWA 及びドワンゴの取締役会において承認された本株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、本株式移転に際して KADOKAWA の新株予約権を保有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。④の書類は、KADOKAWA においては平成 26 年 3 月期の、ドワンゴにおいては平成 25 年 9 月期の計算書類等に関する書類です。⑤の書類は、KADOKAWA においてはドワンゴの平成 25 年 9 月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、ドワンゴにおいては KADOKAWA の平成 26 年 3 月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑥の書類は、KADOKAWA においては KADOKAWA の平成 26 年 3 月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、ドワンゴにおいてはドワンゴの平成 25 年 9 月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑦の書類は、株式移転の効力発生日以後における、当社が KADOKAWA から承継する KADOKAWA の承継前新株予約権付社債権者に対して負担する債務の履行の見込みに関する事項を記載した書類です。

これらの書類は、それぞれ KADOKAWA またはドワンゴの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①乃至⑦に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式移転計画・統合契約締結承認取締役会決議日 (両社)	平成 26 年 5 月 14 日
統合契約締結日 (両社)	平成 26 年 5 月 14 日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日公告日 (ドワンゴ)	平成 26 年 5 月 14 日
本株式移転計画承認臨時株主総会基準日 (ドワンゴ)	平成 26 年 5 月 29 日
本株式移転計画承認時株主総会決議日 (KADOKAWA)	平成 26 年 6 月 21 日
本株式移転計画承認臨時株主総会決議日 (ドワンゴ)	平成 26 年 7 月 3 日
上場廃止日 (両社)	平成 26 年 9 月 26 日 (予定)
当社設立登記日 (本株式移転効力発生日)	平成 26 年 10 月 1 日 (予定)
当社株式上場日	平成 26 年 10 月 1 日 (予定)

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

KADOKAWA またはドワンゴの株主が、その有する KADOKAWA の普通株式またはドワンゴの普通株式につき、KADOKAWA またはドワンゴに対して会社法第 806 条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、KADOKAWA の株主は平成 26 年 6 月 21 日に開催された定時株主総会 (KADOKAWA) に先立って、ドワンゴの株主は平成 26 年 7 月 3 日に開催された臨時株主総会 (ドワンゴ) に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ KADOKAWA またはドワンゴに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、KADOKAWA またはド

ワンゴが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権及び新株予約権付社債について

KADOKAWAは承継前新株予約権付社債を発行しておりますが、承継前新株予約権付社債の割当対象新株予約権について、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、割当対象新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りません。）に合致するため、会社法第808条第1項第3号の規定により、本株式移転に関する新株予約権買取請求権は発生しません。

ドワンゴは、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

## 第2 【統合財務情報】

### 1 当社

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

### 2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、KADOKAWAの最近会計年度（平成26年3月期）（連結）及びドワンゴの最近会計年度（平成25年9月期）（連結）の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。なお、以下の数値は、KADOKAWA及びドワンゴの間の取引に関する相殺消去等の処理を行っていない単純な合算値に過ぎず、また、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高（百万円）	187,094
経常利益（百万円）	9,630
当期純利益（百万円）	9,864

### 3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるKADOKAWA及びドワンゴの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

#### (1) KADOKAWA

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 （百万円）	135,922	140,055	147,392	161,602	151,148
経常利益 （百万円）	5,375	8,572	5,905	8,661	7,337
当期純利益 （百万円）	1,429	6,367	3,604	5,040	7,592
包括利益 （百万円）	—	6,713	2,980	11,317	17,533
純資産額 （百万円）	67,461	73,150	77,050	87,545	110,931
総資産額 （百万円）	119,252	121,951	128,751	139,898	156,105
1株当たり純資産額 （円）	2,645.78	2,881.46	2,945.20	3,339.17	3,772.22
1株当たり当期純利益 （円）	56.68	252.65	140.03	194.72	277.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 （円）	54.58	221.33	124.18	171.03	251.70
自己資本比率 （%）	56.0	59.4	59.2	61.8	70.7
自己資本利益率 （%）	2.1	9.1	4.8	6.2	7.7
株価収益率 （倍）	37.31	7.53	18.81	13.26	11.90
営業活動による キャッシュ・フロー （百万円）	1,990	5,642	△184	10,335	13,176

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△980	337	△14,088	△4,061	965
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,593	△1,293	580	△787	△1,891
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	21,747	26,007	11,934	17,876	30,808
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	2,523 [1,557]	2,643 [1,386]	2,722 [1,286]	2,855 [477]	2,961 [270]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第60期(平成26年3月期)より、退職給付に関する会計基準及び退職給付に関する会計基準の適用指針(いずれも平成24年5月17日改正)を適用しております。

(2) ドワンゴ

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
売上高 (千円)	26,568,742	30,373,050	34,298,386	36,243,875	35,946,004
経常利益 (千円)	342,323	2,032,604	1,473,844	1,284,814	2,292,454
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△782,474	1,419,877	1,238,503	△506,387	2,271,828
包括利益 (千円)	—	—	1,275,736	△534,690	2,897,560
純資産額 (千円)	14,966,168	15,862,084	20,550,638	18,260,824	20,736,071
総資産額 (千円)	20,921,631	21,798,565	27,018,467	24,653,007	28,853,586
1株当たり純資産額 (円)	76,906.62	82,121.33	94,992.47	446.50	506.95
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△4,130.53	7,582.71	6,439.97	△12.61	55.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.83	70.54	71.74	73.90	71.69
自己資本利益率 (%)	△4.99	9.54	7.13	△2.69	11.68
株価収益率 (倍)	—	22.06	21.94	—	33.89
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,111,536	1,266,118	3,077,403	3,335,445	5,117,933
投資活動による (千円)	△2,555,572	△1,936,302	△5,063,768	△2,138,013	△1,929,246

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
キャッシュ・フロー					
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,845,756	△350,589	1,625,516	△2,036,509	△655,507
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	8,382,577	7,360,394	6,997,631	6,159,325	8,692,504
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	789 (233)	794 (240)	977 (282)	1,032 (324)	928 (250)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 第13期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第14期、第15期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第13期及び第16期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

### 第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

「第一部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第 2 統合財務情報」に記載のとおりです。

#### 2 【沿革】

平成 26 年 5 月 14 日 KADOKAWA 及びドワンゴは、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本統合契約を締結し、本株式移転計画を作成いたしました。

平成 26 年 6 月 21 日 KADOKAWA の定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。

平成 26 年 7 月 3 日 ドワンゴの臨時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて決議いたしました。

平成 26 年 10 月 1 日 KADOKAWA 及びドワンゴが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、KADOKAWA 及びドワンゴの沿革につきましては、各社の有価証券報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 6 月 24 日提出、ドワンゴにおいては平成 25 年 12 月 19 日提出）に記載のとおりです。

#### 3 【事業の内容】

当社は出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業、ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営、動画コミュニティサービスの運営等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等を行う予定です。

また、完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの事業の内容は以下のとおりです。

##### (1) KADOKAWA

KADOKAWA グループ（KADOKAWA 及び KADOKAWA の関係会社）は、KADOKAWA、子会社 26 社及び関連会社 15 社により構成されており、出版物、映像等のコンテンツの開発、制作、仕入、販売及びその付帯業務を営んでおり、出版を基盤に映像やネット・デジタル領域等に事業を拡大させ、コンテンツ価値の最大化を目指しております。

KADOKAWA グループの事業における KADOKAWA 及び関係会社の位置づけは、以下のとおりであります。

なお、セグメント情報との関連は、単一セグメントであるため記載を省略しております。

KADOKAWA は、平成 26 年 3 月期に、事業を営んでいた連結子会社 10 社と合併し、グループ内で圧倒的な規模と影響力を有する事業会社となりました。合併後の KADOKAWA は、子会社群が従来から持っていたコンテンツ創出力と個別ブランド価値をさらに高めていくことに加えて、コーポレートブランド「KADOKAWA」を強く打ち立てて、国内外での事業展開の強化や世界で通用する IP の創出に取り組んでおります。具体的には、出版物の編集及び製作、出版物の販売及び広告事業、劇場映画の制作及び配給、アニメ作品の制作及び販売、DVD や

Blu-ray パッケージの制作及び販売、ゲームソフトの制作及び販売、Web サイトでのコンテンツ配信及び広告事業、e コマース事業等を行っております。

㈱ビルディング・ブックセンターは、出版物の製本及び物流関連管理業務、不動産の賃貸及び管理業務を行っております。

㈱ブックウォーカーは、KADOKAWA グループ内外から電子書籍等、電子コンテンツの権利許諾を受け、コンテンツ配信を行っております。

㈱角川ゲームスは、オリジナルゲームの制作及び販売、関係会社からのゲームソフト仕入販売を行っております。

㈱キャラアニは、オリジナルグッズの制作及び販売、グッズや音楽CD等の仕入販売を行っております。

㈱角川大映スタジオは、撮影スタジオの運営、映像作品の製作請負を行っております。

## (2) ドワンゴ

ドワンゴは、ネットワークを通じた新しいコミュニケーション手段を提供すべく、ネットワークエンタテインメントサービス・コンテンツをスマートフォン、携帯電話、PC、家庭用ゲームソフト市場などで事業展開しております。

ポータル事業におきましては、動画コミュニティサイト niconico の動画編集・制作、生放送番組の企画・運営・制作、コンシューマーエレクトロニクス向けネットワークサービスの企画・開発などを行っております。

モバイル事業におきましては、モバイルコンテンツ配信等を行っております。

ゲーム事業におきましては、ゲームソフトウェアの企画・開発・販売等を行っております。

ライブ事業におきましては、各種イベントの企画・運営、イベント会場の賃貸等を行っております。

## 4 【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第 1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる KADOKAWA においては平成 26 年 3 月 31 日現在の、ドワンゴにおいては平成 25 年 9 月 30 日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

#### ① KADOKAWA

平成 26 年 3 月 31 日現在

従業員数（人）	2,961（270）
---------	------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用者数を括弧内に外数で記載しております。

2. セグメント情報との関連は、単一セグメントであるため記載を省略しております。

3. 前連結会計年度に比べて臨時従業員数が 207 名減少しておりますが、その主な理由は、株式の売却に伴い KADOKAWA INTERCONTINENTAL GROUP HOLDINGS LTD. 及びその子会社 12 社を連結の範囲から除外したからであります。

② ドワンゴ

平成 25 年 9 月 30 日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
開発部門及び制作部門	730（181）
管理部門	198（69）
合計	928（250）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を計算し（ ）内に外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末と比べて、使用人数が 104 名減少いたしましたのは、主に株式会社ドワンゴコンテンツ発足に伴う事業整理によるものであります。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社ですので、未定です。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの労働組合の状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）は以下のとおりです。

ア KADOKAWA

KADOKAWA には角川グループ労働組合（平成 26 年 3 月 31 日現在、組合員数 228 名）、映演労連角川映画労働組合（平成 26 年 3 月 31 日現在、組合員数 92 名）、SSCユニオン（平成 26 年 3 月 31 日現在、組合員数 43 名）があります。上部団体へは、角川グループ労働組合は千代田区労働組合協議会、映演労連角川映画労働組合は映画演劇労働組合連合会、SSCユニオンは日本出版労働組合連合会にそれぞれ加盟しております。なお、労使関係は安定的に推移しており、労働組合との間に特記すべき事項はありません。

イ ドワンゴ

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの業績等の概要については、各社の有価証券報告書(KADOKAWA においては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及び各社の四半期報告書(KADOKAWA においては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出)をご参照下さい。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書(KADOKAWA においては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及び各社の四半期報告書(KADOKAWA においては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出)をご参照下さい。

### 3 【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの対処すべき課題については、各社の有価証券報告書(KADOKAWA においては平成26年6月24日提出、ドワンゴにおいては平成25年12月19日提出)及び各社の四半期報告書(KADOKAWA においては平成26年8月11日提出、ドワンゴにおいては平成26年2月14日、平成26年5月15日及び平成26年8月8日提出)をご参照下さい。

### 4 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、KADOKAWA・DWANGOの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により KADOKAWA およびドワンゴの完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における各社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。各社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)および(3)のとおりです。なお、文中における将来に関する事項は、本報告書提出日(平成26年9月1日)現在において判断したものであります。

#### (1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を KADOKAWA 及びドワンゴで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または延期となるリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

## (2) KADOKAWA の事業等のリスク

KADOKAWA の経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

### ① 書籍関連及び雑誌・広告関連

#### ア 経済情勢等による影響について

KADOKAWA の書籍関連及び雑誌・広告関連においては、編集力、企画力及びマーケティング力を強化することにより、魅力ある出版コンテンツを読者に届けるべく、また認知度の高い広告媒体を顧客に提供すべく努めております。しかしながら、次の要因により、KADOKAWA の経営成績が影響を受ける可能性があります。

- i. 我が国の出版業界は引き続き縮小傾向にあります。これは、長期間のデフレ進行による消費需要の低迷、少子・高齢化に伴う消費者ニーズの変化、デジタル化及び通信のメガバンド化等によるメディアの多様化、新型古書店及びまんが喫茶といった二次流通市場の出現等の様々な要因によるものと考えられます。
- ii. 出版物の点数は増加しており、読者の選択肢は広がっているものの、少量多品種の商品構成が助長される傾向にあります。また人気作家へのアプローチ、人気雑誌コンテンツに対しての新規参入も含め、他社との競争激化は今後とも増加するものと予想されます。
- iii. 出版物の刊行に際しては綿密な刊行計画を設定しておりますが、著者の執筆過程及び編集者の編集過程等における予測不能の事態の影響から、当初の刊行計画から変動が生じることがあります。また、作品の内容によっては、著者・編集者の意図と読者における認知度及び評価に乖離が生じることがあります。
- iv. 雑誌媒体を中心とする広告ビジネスにおいては、景気動向及び顧客ニーズの変動等により、顧客の広告支出が減少することがあります。

#### イ 再販制度について

KADOKAWA が製作・販売している書籍、雑誌等の著作物は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第 23 条の規定により、再販売価格維持契約制度（以下、「再販制度」といいます。）が認められております。

再販制度とは、一般的にはメーカーが自社の製品を販売する際に、「卸売業者がその商品を小売業者に販売する価格」「小売業者が消費者に販売する価格」を指定し、その価格（「再販売価格」といいます。）を卸売業者、小売業者にそれぞれ遵守させる制度であります。独占禁止法は、再販制度を不公正な取引方法の 1 つであるとして原則禁止しておりますが、著作物については再販制度が認められております。

公正取引委員会は平成 13 年 3 月 23 日付け「著作物再販制度の取扱いについて」において、「競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべき」としながらも、「同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない」と指摘しており、当面、当該再販制度が維持されることとなっております。当該制度が廃止された場合、業界全体への影響も含め、KADOKAWA の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ウ 委託販売制度（返品条件付販売）

法的規制等には該当いたしません。再販制度と並んで出版業界における特殊な慣行として委託販売制度があります。委託販売制度とは、KADOKAWA が取次及び書店に配本した出版物について、配本後、約定期間内に限り返品を受け入れることを条件とする販売制度であります。

KADOKAWA ではそのような返品による損失に備えるため、期末の売掛債権等を基礎として算定した返品損失見込額に対し、返品調整引当金を流動負債に計上しております。よって、返品率等の変動により、KADOKAWA の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## ② 映像関連

KADOKAWA の映像関連は、主に文芸作品及びコミックスといった書籍関連と連動したメディアミックス戦略による付加価値の高い映像ソフトの企画・制作、海外作品の買付け、DVD等映像パッケージビジネス、その他権利ビジネス等の映画・映像ビジネスに関わる翻訳許諾権の販売等により構成されております。

基本的には、出版との相互連動によるコンテンツの多元的活用により収益機会を捕捉し、今後とも、魅力あるコンテンツ制作と権利ビジネスを機軸としたマーケティング力の強化により収益基盤の強化を図ってまいります。また、次の要因により、KADOKAWA の経営成績に影響を受ける可能性があります。

### ア 個別コンテンツごとの内容評価に伴う業績変動のリスク

KADOKAWA は、映像視聴者をはじめとする、消費者にとって魅力ある、独創性と品質に優れたコンテンツの創出と提供に努めておりますが、全ての機会においてその視聴者、消費者の嗜好に合致するとは限りません。従って、作品の内容によっては、製作サイドの意図と視聴者における認知度及び評価に乖離が生じ、KADOKAWA の経営成績に影響を受ける可能性があります。

### イ 映画・映像ビジネスの損益構造に伴うリスク

KADOKAWA が行う映画ビジネスは、多額の製作費、MG (Minimum Guarantee) の支払が必要になり、また、劇場公開時に多額の宣伝費が発生します。KADOKAWA は、製作費・MGについては劇場公開時から所定の基準に基づき償却を行い、宣伝費については発生時に費用処理しております。一方、収益については興行収入、DVD・Blu-rayの販売収入、テレビ放映権の許諾収入等多岐にわたり、かつ、その計上は比較的長期間にわたることになります。したがって、KADOKAWA が負担する製作費又はMGの金額及びその劇場公開の時期によっては、KADOKAWA の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ウ 映像使用権購入契約に関するリスク

KADOKAWA は、映画の買付けに伴う諸映像使用権について、原権利者との間に、MG (Minimum Guarantee) 契約を締結することが通例となっております。MG契約の場合、事前に原権利者に対して最低保証金を支払うことから、契約対象作品によっては、当該最低保証金をその獲得収益で回収しきれない可能性があります。

### エ コンテンツ制作のスケジュール変更に伴うリスク

KADOKAWA における映画・映像等のコンテンツ制作においては、きめ細かなスケジュール管理による計画的な制作に努めておりますが、制作現場において、天災又は監督、俳優ほかの制作スタッフに体調不良等の予測不能な事態が発生した場合には、制作スケジュールの遅延又は企画の変更が生じることが想定されます。その場合、公開スケジュール、DVD・Blu-ray販売スケジュール等が変更されることから、KADOKAWA の経営成績に影響を受ける可能性があります。

また、同様のリスクは映画作品の買付けの際にも生じる可能性があります。

### オ 競合によるリスク

KADOKAWA の映像コンテンツ等は、基本的に個別性が強く、他社との競合によるリスクは比較的低いものと考えますが、類似作品が時期を違わずリリースされた場合、作品間での競合が生じることにより、KADOKAWA の経営成績に影響を及ぼすことがあります。

## ③ ネット・デジタル関連

KADOKAWA のネット・デジタル関連は、主にPC及びモバイル上の情報サイト及びeコマースサイトの運営、デジタルコンテンツの制作及び販売等により構成されております。近年、PCの高機能化、モバイル通信のメガバンド化が大きく伸展するなか、各種サイトのコンテンツの拡充、認知度の向上、顧客数の増加等により事業内容が拡大し、デジタルコンテンツ制作に関わる需要も増加していることから、インキュベーションの段階から脱却し、収益ビジネスとしての地歩を固めつつあります。

今後ともKADOKAWAの重要な事業として発展させるべく努めてまいります。デジタル技術と通信技術のさらなる進歩、競争者の新規参入等の要因で、市場動向、価格体系等が大きく変動する可能性があること等により、KADOKAWAの経営成績に影響を及ぼすことがあります。

また、ゲームソフトにおいては前項エ及びオと同様のリスクがあり、KADOKAWAの経営成績に影響を受ける可能性があります。

#### ④ その他

##### ア 知的財産権に関するリスク

KADOKAWAが取り扱うコンテンツは著者、脚本家、翻訳家、監督、カメラマン等の著作権、著作隣接権、権利者の商標権、出版権などの様々な知的財産権が関係しております。KADOKAWAの事業展開においては、このような知的財産権を侵害することがないよう努めております。しかし、KADOKAWAの出版、映像、デジタルコンテンツ等に関連する事業行為が、多種多様な知的財産権にどのように関連し、また、最終権利者がどのような権利を有しかつその保全策を講じているか等について、その全てを掌握して、全てのリスクを事前に回避することには困難が伴います。従いまして、KADOKAWAの意に反し、権利者からの権利使用の差止め、権利者と第三者間での紛争に伴うKADOKAWAへの波及などにより、KADOKAWAの経営成績に影響を及ぼすことがあります。

##### イ 人材確保に関するリスク

KADOKAWAが運営するコンテンツ事業においては、総じて、創造力、企画力、編集力等の高い専門性と経験が要求されることから、事業の成長にはそのような要求水準に適う優秀な人材の確保が重要な経営課題となります。そのため、KADOKAWAにおいては、人材の育成と確保に継続的に注力しておりますが、必要な人材を確保出来ない場合、KADOKAWAの経営成績に影響を及ぼすことがあります。

#### (3) ドワンゴ事業等のリスク

ドワンゴの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

##### ① ドワンゴの事業内容に起因するリスクについて

##### ア 業界について

ポータル事業における動画コミュニティサービスが事業領域とするインターネットメディア市場は、通信・放送に係る新法制が施行されれば、その事業内容に一定の規制が課される可能性があります。また、ネットワーク回線・設備の継続利用が困難となる可能性や、使用料等の引き上げが行われる可能性があります。モバイル事業が事業領域とするモバイルコンテンツ市場は、スマートフォンのシェア増加、コンテンツ流通形式の多様化、LTEによる通信速度の大幅な向上等、将来性に大きく左右される可能性が高く、ゲーム事業が主に事業領域とする家庭用ゲーム市場・ネットワークゲーム市場においては、ソーシャルゲームが拡大するなか、今後の市場動向に不透明な面があります。以上のことから、ドワンゴにおける経営計画の策定根拠の中にもこれらの不確定要素が含まれていることは否めず、現時点においてはドワンゴが想定する収益の

見通しに相違が生じる可能性もあることから、ドワンゴの経営方針及び事業展開が変更を余儀なくされる可能性があります。

#### イ ネットワークエンタテインメントサービスについて

ドワンゴが事業展開しているネットワークエンタテインメントサービス業界は、インターネット及び携帯電話の普及、技術革新により順調に成長してまいりました。その結果多くの企業、団体からコンテンツが提供され、ユーザはその多くのコンテンツから希望のサービスを手軽に享受出来る、利便性の高いネットワークサービス環境が形成されました。

但し、ユーザ嗜好は常に変化し、ネットワークサービスの利便性の高さから、他社サービスへ急激に流れてしまうリスクは常に存在します。

また、コミュニケーション型サービスの拡充とともに、個人情報流出やマナー低下、ユーザ間でのトラブル等の問題も現れる等、事業者、ユーザとも安心してサービスを運営出来る体制維持が引き続き課題になってまいります。

ドワンゴにおきましても、魅力的なサービスの開発、安定したサービス提供の環境維持、新たな技術取得、コンテンツ監視体制の強化等を行ってまいります。予測出来ない問題が発生した場合は各種コストが増加する等、ドワンゴの業績に影響を与える可能性があります。

#### ウ 競合について

ドワンゴが展開している動画コミュニティサービスは、同様の動画投稿サイトやライブ映像配信サイトの参入が予想されます。また、映像コンテンツ権利元の動画配信サービスの参入も予想されます。

競合他社につきましては、今後も国内事業者及び海外事業者等多くの新規参入が予想され、激しい競争におかれるものと思われまます。これら競合他社との競合において、サービス自体がユーザのニーズに対応できず、利用者の増加が見込めない場合、又は利用者が減少した場合、ドワンゴの業績に影響を与える可能性があります。

携帯電話向けの着メロ、着うた<sup>®</sup>、着うたフル<sup>®</sup>をはじめとしたモバイルコンテンツ市場は成熟傾向にあり、コンテンツの中身の差別化が難しくなっていることから、特に着うた<sup>®</sup>、着うたフル<sup>®</sup>においては人気楽曲の獲得競争が激化しております。さらに、スマートフォンの普及が拡大しており、それに対応するための新サービスやコンテンツ開発等、今後も激しい競争下に置かれるものと予想されます。これらにより、同業他社との競合においてドワンゴが適時に、かつ効率的に対応できない場合、ドワンゴの業績に影響を与える可能性があります。

また、ゲーム市場は、家庭用ゲーム、ネットワークゲームの他に、SNS向けゲーム、スマートフォン向けゲーム等プラットフォームが拡大しており、それに伴い現在多くの競合他社が参入しています。ドワンゴといたしましても技術開発を逐次進めておりますが、今後これらの競合企業による競争力の高いシステムの開発、他の分野からの有力企業及び海外企業の参入等による価格競争の激化等により、ドワンゴの業績に影響を与える可能性があります。

#### エ 法的規制について

現在、ドワンゴの事業を推進するうえで影響のある法律として、「資金決済に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用出来る環境整備等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に対する法律」等があり順守しております。今後において現行法令の適用及び新法令の制定等、ドワンゴの事業を規制する法令等が制定された

場合、当該規制に対応するために、サービス内容の変更やコストが増加する等、ダウンゴの業績に影響を与える可能性があります。なお、音楽著作権につきましては、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等の著作権管理団体や、原盤権等をはじめとした著作権隣接権等保有者への申請・許諾を受けてコンテンツ提供を行っておりますが、今後においては、許諾条件の変更あるいは音楽著作権以外の新たな権利許諾等が必要となる場合、ダウンゴの事業活動が制約を受ける可能性があります。

#### オ 知的財産権について

ダウンゴでは、第三者の知的財産権を侵害せぬよう常に留意し、調査を行っておりますが、ダウンゴの調査範囲が十分でかつ妥当であるとは保証できません。万一、ダウンゴが第三者の知的財産権を、そうとは知らずに侵害した場合には、当該第三者より、損害賠償請求及び使用差し止め請求等の訴えを起こされる可能性並びに当該知的財産権に関する対価の支払い等が発生する可能性があります。

#### カ 個人情報の管理について

ダウンゴでは個人情報保護の体制強化と教育に継続して努めております。しかしながら、完全な保護を保障出来るものではなく、外部からの不正アクセスやシステム不具合による個人情報流出の可能性は存在し続けます。また、内部犯行、人的ミス、預託先や提供先の管理ミス等による個人情報漏洩の可能性は常に存在します。

個人情報が流出した場合には、損害賠償の請求、状況調査や対応策検討、システム改修等による対応コストが発生するおそれがあります。また、サービスの停止も含め、今後のサービス提供に関する計画変更を余儀なくされるおそれがあり、ダウンゴの事業計画に影響を及ぼす可能性があります。さらに、ダウンゴ及びダウンゴのシステムが社会的信用を失い、ユーザ離れにより売上が減少する可能性があります。

#### キ システムダウンについて

ダウンゴは、サーバ・ネットワーク機器の冗長化、24時間365日の運用監視、システム障害への対応等、設置環境には安全性を重視して取り組んでおりますが、アクセスの急激な増加等の一時的な負荷拡大や、自然災害等により、ダウンゴ又はキャリアのサーバが作動不能に陥ったり、ダウンゴのハードウェア又はソフトウェアの欠陥により正常な情報発信が行われなかったり、システムが停止する可能性があります。さらには、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入等の犯罪やダウンゴ担当者の過誤等によって、ダウンゴや取引先のシステムが置き換えられたり、重要なデータを消失又は不正に入手されたりするおそれがあります。これらの事態が発生した場合には、ダウンゴの業績に影響を与える可能性があります。

#### ク 「オープン化」に関するリスクについて

現在、各移動体通信事業者は公式コンテンツの管理を自主的に行ってまいりましたが、総務省による各移動体通信事業者に向けての各種規制の開放要請（1. ポータルサイトの開放、2. インターネット接続事業（ISP）の開放、3. 料金回収代行の開放、4. UID（ユーザID）の開放、5. SIMロックの解除）により、ダウンゴの業績に影響を与える可能性があります。

### ② 会社組織の問題について

#### ア 人材の獲得、確保、育成について

ダウンゴは平成25年9月30日現在で従業員数928名であります。ダウンゴが今後成長していくためには、企画・システム技術者並びに拡大する組織の管理といった各方面に優秀な人材を確保していくことが必要です。また、たとえ人員を確保したとしても、人員の定着率の向上と継続的な人材育成が不可欠であります。そのため、ダウンゴでは、優秀な人材の獲得に力をそそぐとともに、最適な評価を行える人事制度、研修等

の施策を採っておりますが、これらの施策が効果的である保証はなく、今後退職者の増加や採用の不振等により必要な人材が確保できない場合には、ドワンゴの業績に影響を与える可能性があります。

③ ドワンゴの業績について

ア 特定分野のコンテンツへの依存について

日本国内における携帯電話端末の普及、高度化に伴い、ユーザの嗜好性を満たす機能が次々と付加されていく中で、携帯電話を介したエンタテインメントコンテンツは、インターネット接続端末の普及とともに市場拡大を遂げてまいりました。

ドワンゴは、ネットワークを通じた新しいコミュニケーション手段を提供すべく、PC、携帯電話、スマートフォン、家庭用ゲーム市場をはじめとしたネットワークエンタテインメントコンテンツを対象に事業展開してまいりましたが、このような市場動向を背景に、平成25年9月期における連結売上高のうち、ドワンゴのモバイルコンテンツ市場を対象としたモバイル事業の売上高は37.0%を占めております。特に、着うた®や着うたフル®の売上依存度が依然高くなっております。今後、ユーザの嗜好性や市場構造の変化等により、急激に市場が衰退した場合には、ドワンゴの業績に影響を与える可能性があります。

(単位：千円)

事業セグメント別	平成23年9月期連結		平成24年9月期連結		平成25年9月期連結	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
ポータル事業	10,081,665	29.4%	13,961,264	38.5%	16,044,817	44.6%
モバイル事業	16,782,914	48.9%	14,302,937	39.5%	13,313,848	37.0%
ゲーム事業	5,864,022	17.1%	5,816,430	16.1%	4,136,256	11.5%
ライブ事業	238,028	0.7%	653,267	1.8%	1,153,335	3.2%
その他事業	2,237,164	6.5%	2,693,791	7.4%	1,908,257	5.3%
消去又は全社	△905,409	△2.6%	△1,183,815	△3.3%	△610,512	△1.7%
合計	34,298,386	100.0%	36,243,875	100.0%	35,946,004	100.0%

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

イ 特定事業者への依存度が高いことについて

ドワンゴは、ユーザへの課金を主に株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社を通じて行っており、各社に対する依存度が高いのが現状です。従いまして、各社のインターネット接続サービスに関する事業方針の変更等があった場合、ドワンゴの事業戦略及び業績に影響を与える可能性があります。

ドワンゴの連結売上高に占めるキャリア各社の構成比率は以下の通りであります。

(単位：千円)

相手先	平成23年9月期連結		平成24年9月期連結		平成25年9月期連結	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
株式会社NTTドコモ	11,596,184	33.8%	10,080,642	27.8%	10,325,613	28.7%
KDDI株式会社	6,628,370	19.3%	6,919,862	19.1%	6,967,429	19.4%
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	3,972,092	11.6%	5,309,780	14.7%	5,796,441	16.1%
ソフトバンクモバイル株式会社	3,186,562	9.3%	2,845,735	7.9%	2,704,786	7.5%

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

④ 今後の事業展開及びそれに伴うリスクについて

ポータル事業におきましては、主に動画コミュニティサービス niconico において、投稿される動画の原権利者に対する権利保護目的とした様々な取り組みを実施し、権利者やコンテンツホルダー及び諸団体と協議を行っておりますが、ドワンゴの事業を規制する法令制定及び諸条件が示された場合、当該規制に対応するために、サービス内容の変更やコストが増加する等、ドワンゴの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

モバイル事業におきましては、着メロ、着うた<sup>®</sup>、着うたフル<sup>®</sup>をはじめとした既にサービスを行っている各種コンテンツについては、新たな機能の追加等を行うことによりコンテンツ内容の拡充に努めてまいります。さらに新規のコンテンツを投入していくことにより利用者の拡大を図り収益確保を目指す方針であります。従来の携帯電話端末からスマートフォンへの急速な移行が進んでおり、それに伴う市場の動向やユーザの嗜好性等予測し得ない変化が起こる可能性があります。計画どおりに利用者数を確保出来るかどうかは不透明であります。

ゲーム事業におきましては、家庭用ゲーム機の世代交代、SNS向けゲームやネットワークゲーム等のネットワークゲーム市場動向、スマートフォン向けゲーム普及に影響を受ける可能性があります。またタイトルによる収益の変動要因が高く、初期投資負担が発生することや発売時期の延期等不確定要素も含まれますので計画どおりに収益を確保出来るかどうかは不透明であります。

ライブ事業におきましては、ニコニコ超会議の開催やニコファーレにおいて様々なイベントを行い、リアルチケットやネットチケットの販売及び niconico の会員獲得に努めますが、ニコニコ超会議は大型のイベントであり、ニコファーレはこれまでにないライブハウスという形態が敬遠される可能性もあり、計画どおりに収益を確保できるかどうかは不透明であります。

⑤ M&Aによる事業拡大について

ドワンゴは、「ネットに生まれて、ネットでつながる」という経営理念のもと、インターネットの世界を「人間同士のコミュニケーションの場」へと再構築し、「エンタテインメントでコミュニケーションする新しい技術を時代に先駆けて開発・提供し続け、以て人々の生活のひとつに潤いと和みを与えることを実現し、社会に貢献すること」、を目指しております。それを実現していくには、新たな事業モデルの創造やブランドイメージの向上等においてもM&Aは有効であると認識しており、広域なエンタテインメント等のコンテンツ及び技術等を保有する企業との関係強化を進めております。

また、今後において、ドワンゴが属する事業環境の変化の激しい分野においては、新規事業への進出や既存事業における顧客獲得及び技術獲得等のためにも、M&A及び提携戦略は重要であると認識しており、必要に応じ関係する事業の買収等についても検討していく方針であります。

なお、ドワンゴでは、M&Aや提携を行う場合において、対象企業の財務内容や契約関係等について詳細なデューデリジェンスを行うことによって、極力リスクを回避するように努めておりますが、買収後その他における偶発債務の発生等、未認識の債務が判明する可能性も否定できません。また、M&Aや提携に当たっては、事業環境や競合状況の変化等により当初の事業計画の遂行に支障が生じ、ドワンゴの事業展開への影響が生じるリスクや、投資を十分に回収できないリスク等が存在しており、結果的にドワンゴの業績及び財政状態に影響を与える可能性もあります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 6 月 24 日提出、ドワンゴにおいては平成 25 年 12 月 19 日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 8 月 11 日提出、ドワンゴにおいては平成 26 年 2 月 14 日、平成 26 年 5 月 15 日及び平成 26 年 8 月 8 日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第 1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

## 6 【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 6 月 24 日提出、ドワンゴにおいては平成 25 年 12 月 19 日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 8 月 11 日提出、ドワンゴにおいては平成 26 年 2 月 14 日、平成 26 年 5 月 15 日及び平成 26 年 8 月 8 日提出）をご参照下さい。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 6 月 24 日提出、ドワンゴにおいては平成 25 年 12 月 19 日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 8 月 11 日提出、ドワンゴにおいては平成 26 年 2 月 14 日、平成 26 年 5 月 15 日及び平成 26 年 8 月 8 日提出）をご参照下さい。

## 第3 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 6 月 24 日提出、ドワンゴにおいては平成 25 年 12 月 19 日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 8 月 11 日提出、ドワンゴにおいては平成 26 年 2 月 14 日、平成 26 年 5 月 15 日及び平成 26 年 8 月 8 日提出）をご参照下さい。

### 2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 6 月 24 日提出、ドワンゴにおいては平成 25 年 12 月 19 日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 8 月 11 日提出、ドワンゴにおいては平成 26 年 2 月 14 日、平成 26 年 5 月 15 日及び平成 26 年 8 月 8 日提出）をご参照下さい。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 6 月 24 日提出、ドワンゴにおいては平成 25 年 12 月 19 日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 8 月 11 日提出、ドワンゴにおいては平成 26 年 2 月 14 日、平成 26 年 5 月 15 日及び平成 26 年 8 月 8 日提出）をご参照下さい。

## 第4 【上場申請会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

平成26年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	260,000,000
計	260,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	74,935,850	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	74,935,850	—	—

(注) 上記は平成26年3月31日現在におけるKADOKAWA及び平成26年5月29日現在におけるドワンゴ両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにKADOKAWAの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

KADOKAWAが発行した承継前新株予約権付社債に付された割当対象新株予約権に代えて、基準時における承継前新株予約権付社債に付された割当対象新株予約権の合計と同数の新株予約権を発行し、交付いたします。当社が発行する新株予約権付社債は、次のとおりです。

株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年10月1日)
新株予約権付社債の残高（円）	2,500,000,000（注1）
新株予約権の数（個）	500（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	株式移転計画書 別紙3 株式会社KADOKAWA・DWANGO 2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項の「1. (2) 本新株

区分	株式移転効力発生日現在 (平成 26 年 10 月 1 日)
	予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	新株予約権 1 個当たり 5,000,000
新株予約権の行使期間	本株式移転の効力発生日から平成 26 年 12 月 4 日の銀行営業終了時 (いずれもロンドン時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	株式移転計画書 別紙 3 株式会社 KADOKAWA・DWANGO 2014 年満期 円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項の「1. (3) 本新株 予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」をご参 照ください。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	各新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであ り、社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みにに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、 当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項	株式移転計画書 別紙 3 株式会社 KADOKAWA・DWANGO 2014 年満期 円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項の「1. (8) 組織再 編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付」をご参照 ください。

(注 1) 平成 26 年 5 月 31 日現在の承継前新株予約権付社債の残高及び割当対象新株予約権の数を記載しております。

当社は、本株式移転に際して、基準時において割当対象新株予約権の新株予約権者に対して、割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における割当対象新株予約権の総数と同数の、当社の新株予約権を発行し、割当対象新株予約権 1 個につき、新会社の新株予約権 1 個の割合をもって交付します。また、当社は、本株式移転に際して、承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを承継します。なお、これらは本株式移転の効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

(注 2) 本新株予約権付社債は、「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であり、その特質等は以下のとおりであります。

① 株価の下落により新株予約権の転換価額が下方修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

② 転換価額の修正の基準及び頻度

株式移転計画書 別紙 3 株式会社 KADOKAWA・DWANGO 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項の「1. (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」をご参照ください。

③ 転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

ア. 転換価額の下限

2,139 円

株式移転計画書 別紙3 株式会社 KADOKAWA・DWANGO 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債要項の「1. (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」に記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の転換価額を下方修正することができますが、本新株予約権付社債の発行日である平成 26 年 10 月 1 日には、かかる転換価額の下方修正の期限を経過しており、本新株予約権付社債の発行日以降に転換価額の下方修正が行われることはありません。そのため、転換価額の下限は、平成 26 年 5 月 31 日現在の承継前新株予約権付社債の転換価額である 2,498 円を 1.168 で除した額（但し、1 円未満の端数は切り上げます。）に記載しており、下記イ. の新株予約権の目的となる株式の数の上限も、かかる転換価額の下限を前提として算出した株式数を記載しております。

イ. 新株予約権の目的となる株式の数の上限

1,168,770 株（普通株式発行済株式数の 1.56%）

上記割合は、平成 26 年 3 月 31 日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数である 74,935,850 株を分母として計算した割合となります。なお、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までに KADOKAWA の新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、上記発行済株式総数は変動する可能性があります。

④ 当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項

ア. 税制変更による繰上償還

日本国内において本新株予約権付社債の所持人に対し公租公課が課される一定の場合には、当社は本新株予約権付社債の所持人に対して一定の追加金を支払義務があり、当支払義務が発生したこと又は発生することを Daiwa Securities SMBC Europe Limited に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を本株式移転効力発生日の翌日以降、本社債額面金額の 100%に繰上償還日までの経過利息を付して、償還することができます。

イ. クリーンアップコール条項による繰上償還

当社は、下記期間における通知日の元本残高が、当初発行された本社債額面金額合計額の 10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をすることにより、本株式移転効力発生日の翌日以降平成 26 年 12 月 17 日までの期間中、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の 100%に繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還することができます。

ウ. 買入消却

当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買取引受人を介して買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債を Daiwa Securities SMBC Europe Limited に引き渡して消却することができます。かかる場合、Daiwa Securities SMBC Europe Limited は直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければなりません。

⑤ 当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項

該当事項はありません。

(注3) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決め内容

該当事項はありません。

(注4) 当社株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決め内容

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成26年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成26年10月1日	74,935,850	74,935,850	20,000	20,000	20,000	20,000

(注) 上記は平成26年3月31日現在におけるKADOKAWA及び平成26年5月29日現在のドワンゴ両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにKADOKAWAの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWA（平成26年3月31日現在）及びドワンゴ（平成26年3月31日現在）の所有者別状況は、以下のとおりです。

① KADOKAWA

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	39	25	164	152	7	13,530	13,917	—
所有株式数 (単元)	—	107,719	4,048	83,689	51,766	10	44,785	292,017	56,693
所有株式数の割合 (%)	—	36.88	1.39	28.66	17.73	0.00	15.34	100.00	—

- (注) 1. 自己株式4,497株は、「個人その他」の欄に44単元及び「単元未満株式の状況」の欄に97株を含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3単元及び2株含まれております。

② ドワンゴ

平成 26 年 5 月 29 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100 株）								単元未満 株式の状 況（株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	28	31	68	119	11	9,386	9,643	—
所有株式数（単元）	—	61,458	8,908	126,206	88,336	99	123,056	408,063	4,100
所有株式数の割合（%）	—	15.06	2.18	30.92	21.64	0.02	30.15	100.00	—

（注） 1. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、400 株含まれております。

2. 自己株式 43,100 株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるKADOKAWAの平成26年3月31日時点及びドワンゴの平成26年5月29日時点での株主データに基づき、株式移転比率を勘案した当社の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
川上 量生	東京都港区	5,687	7.59
株式会社 KADOKAWA	東京都千代田区富士見 2-13-3	4,992	6.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	4,680	6.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	3,637	4.85
エイバックス・グループ・ホールディングス 株式会社	東京都港区南青山 3-1-30	2,467	3.29
ゴールドマンサックスインターナショナル	東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー	2,323	3.10
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋 1丁目 6-1	2,077	2.77
日本電信電話株式会社	東京都千代田区大手町 1-5-1	2,040	2.72
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1-6-6	1,809	2.41
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	東京都中央区日本橋 3-11-1	1,660	2.21
計	—	31,376	41.87

(注) 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる KADOKAWA（平成 26 年 3 月 31 日現在）及びドワンゴ（平成 26 年 5 月 29 日現在）の議決権の状況は、以下のとおりです。

① 【発行済株式】

ア KADOKAWA

平成 26 年 3 月 31 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 4,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 29,197,300	291,973	同上
単元未満株式	普通株式 56,693	—	同上
発行済株式総数	29,258,393	—	—
総株主の議決権	—	291,973	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が 300 株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 3 個が含まれております。

イ ドワンゴ

平成 26 年 5 月 29 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 43,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 40,763,200	407,763	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,100	—	—
発行済株式総数	40,810,400	—	—
総株主の議決権	—	407,763	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の失念株が 400 株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 4 個が含まれております。

2 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、株式給付 E S O P 信託口が所有するドワンゴ株式 28,200 株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同信託口が所有する完全議決権株式に係る議決権の数 282 個が含まれております。

3 平成 25 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 200 株で株式分割するとともに、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用しております。

②【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる KADOKAWA (平成 26 年 3 月 31 日現在) 及びドワンゴ (平成 26 年 5 月 29 日現在) の自己株式については、以下のとおりです。

ア KADOKAWA

平成 26 年 3 月 31 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 KADOKAWA	東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号	4,400	—	4,400	0.02
計	—	4,400	—	4,400	0.02

イ ドワンゴ

平成 26 年 5 月 29 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ドワンゴ	東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号	43,100	—	43,100	0.11
計	—	43,100	—	43,100	0.11

(注) 平成 25 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 200 株で株式分割するとともに、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用しております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成26年10月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。配当の決定機関につきましては、当社は、取締役会決議によるものとする予定です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年3月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

#### 4 【株価の推移】

当社は新設会社ですので株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの株価の推移は以下のとおりです。

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

###### ① KADOKAWA

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	2,395	2,338	2,923	2,648	4,100
最低(円)	1,811	1,515	1,739	1,851	2,403

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

###### ② ドワンゴ

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
最高(円)	208,800	213,500	245,300	149,900	757,000 ※1,945
最低(円)	78,800	138,600	121,800	92,500	110,800 ※1,680

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. ※印は、株式分割(2013年10月1日、1株→200株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

###### ① KADOKAWA

月別	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	3,620	3,485	3,770	3,370	3,580	3,390
最低(円)	3,055	3,155	3,110	3,015	3,040	3,110

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

###### ② ドワンゴ

月別	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	3,090	2,859	3,500	3,485	3,040	2,888
最低(円)	2,480	2,226	2,791	2,770	2,494	2,592

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 5 【役員 の 状 況】

就任予定の当社の役員 の 状 況 は、 以 下 の と お り で す。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する KADOKAWA の株式数 (2) 所有するドワンゴ の株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
代表取締役	会長	川上 量生	昭和 43 年 9 月 6 日生	平成 3 年 4 月 株式会社ソフトウェアジャパン入社 平成 9 年 8 月 株式会社ドワンゴ設立、代表取締役社長 平成 12 年 9 月 ドワンゴ代表取締役会長（現任） 平成 18 年 6 月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株)取締役 平成 23 年 6 月 KADOKAWA 取締役（現任） 平成 25 年 3 月 株式会社スマイルエッジ取締役会長（現任） 平成 25 年 6 月 株式会社カラー取締役（現任）	(注 2)	(1) 0 株 (2) 5,687,400 株 (3) 5,687,400 株
代表取締役	社長	佐藤 辰男	昭和 27 年 9 月 18 日生	昭和 61 年 5 月 ㈱角川メディア・オフィス取締役 平成 4 年 6 月 同社代表取締役常務 平成 4 年 10 月 ㈱メディアワークス代表取締役 平成 5 年 3 月 同社代表取締役専務 平成 7 年 6 月 同社代表取締役社長 平成 11 年 6 月 KADOKAWA 取締役 平成 12 年 4 月 ㈱トイズワークス代表取締役社長 平成 15 年 4 月 KADOKAWA 常務取締役 平成 15 年 4 月 ㈱キャラクター・アンド・アニメ・ドット・コム [現㈱キャラアニ] 代表取締役社長 平成 16 年 6 月 ㈱メディアリーヴス代表取締役社長 平成 16 年 6 月 ㈱エンターブレイン代表取締役会長 平成 17 年 4 月 ㈱メディアワークス代表取締役会長 平成 17 年 10 月 ㈱富士見書房代表取締役会長 平成 17 年 12 月 ㈱角川モバイル[現㈱ブックウォーカー] 代表取締役社長 平成 18 年 2 月 ㈱メディアリーヴス代表取締役会長兼社長 平成 18 年 2 月 ㈱アスキー代表取締役社長	(注 2)	(1) 159,300 株 (2) 0 株 (3) 186,062 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する KADOKAWA の株式数 (2) 所有するドワンゴ の株式数 (3) 割り当てられる当 社の株式数
				平成 18 年 6 月	KADOKAWA 取締役		
				平成 19 年 4 月	㈱角川プロダクション代表取締役会長		
				平成 20 年 4 月	KADOKAWA 代表取締役社長兼 C O O		
				平成 22 年 6 月	KADOKAWA 代表取締役社長		
				平成 25 年 4 月	KADOKAWA 代表取締役社長 I P 事業統括 本部長兼海外事業統括本部長		
				平成 26 年 4 月	KADOKAWA 取締役相談役 I P 事業統括本 部長兼海外事業統括本部長		
				平成 26 年 6 月	KADOKAWA 取締役相談役 (現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するKADOKAWAの株式数 (2)所有するドワンゴの株式数 (3)割り当てられる当社の株式数
取締役	相談役	角川 歴彦	昭和18年9月1日生	昭和41年3月 KADOKAWA 入社 昭和48年9月 KADOKAWA 取締役 昭和50年11月 KADOKAWA 専務取締役 平成4年6月 KADOKAWA 取締役副社長 平成4年9月 KADOKAWA 取締役退任 平成5年10月 KADOKAWA 代表取締役社長 平成7年7月 (一財)角川文化振興財団理事長(現任) 平成11年4月 台湾国際角川書店股份有限公司〔現台湾角川股份有限公司〕 董事長 平成14年6月 KADOKAWA 代表取締役会長兼CEO 平成14年8月 ㈱角川大映映画代表取締役会長 平成15年4月 KADOKAWA 代表取締役社長兼CEO 平成15年4月 ㈱角川書店代表取締役会長兼CEO 平成16年5月 日本映像振興㈱代表取締役社長 平成17年4月 KADOKAWA 代表取締役会長兼CEO 平成17年5月 KADOKAWA HOLDINGS U.S. INC. 社長 平成17年12月 ㈱角川モバイル〔現㈱ブックウォーカー〕代表取締役会長 平成22年6月 KADOKAWA 取締役会長(現任) 平成25年2月 ㈱角川アスキー総合研究所代表取締役社長(現任)	(注2)	(1) 819,658 株 (2) 0 株 (3) 957,360 株
取締役		荒木 隆司	昭和32年6月16日生	昭和56年4月 株式会社東京銀行(現:株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成3年9月 スパークス投資顧問株式会社(現:スパークス・グループ株式会社) 入社 平成4年5月 同社常務取締役 平成7年1月 株式会社インテラセット設立、代表取締役(現任) 平成16年9月 エイバックス株式会社(現エイバックス・グループ・ホールディングス株式会社) 上級執行取締役	(注2)	(1) 0 株 (2) 37,300 株 (3) 37,300 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する KADOKAWA の株式数 (2) 所有するドワンゴ の株式数 (3) 割り当てられる当 社の株式数
				平成 18 年 12 月	ドワンゴ取締役		
				平成 21 年 5 月	エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社代表取締役専務		
				平成 22 年 4 月	エイベックス・インターナショナル・ホールディングス株式会社代表取締役社長		
				平成 22 年 12 月	ドワンゴ取締役退任		
				平成 23 年 6 月	エイベックス・インターナショナル・ホールディングス株式会社代表取締役社長退任		
				平成 24 年 7 月	ドワンゴCOO最高執行責任者		
				平成 24 年 12 月	ドワンゴ代表取締役社長（現任） 株式会社ドワンゴモバイル取締役（現任） 株式会社スパイク・チュンソフト取締役（現任）		
				平成 25 年 3 月	株式会社スマイルエッジ取締役（現任）		
				平成 25 年 11 月	株式会社ドワンゴ・ユーザーエンタテインメント取締役（現任）		
				平成 25 年 12 月	株式会社MAGES. 取締役（現任）		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有するKADOKAWA の株式数 (2)所有するドワンゴ の株式数 (3)割り当てられる当 社の株式数
取締役		松原 真樹	昭和28年4 月11日生	平成11年4月	KADOKAWA 入社	(注2)	(1) 11,200 株 (2) 0 株 (3) 13,081 株
				平成12年6月	KADOKAWA 取締役新規開発事業室担当		
				平成13年4月	KADOKAWA 取締役メディア戦略事業部担 当		
				平成14年4月	KADOKAWA 取締役財務・経理部長		
				平成16年10月	㈱エス・エス・コミュニケーションズ代 表取締役社長		
				平成21年7月	㈱K. S e n s e 代表取締役社長		
				平成21年9月	同社代表取締役会長		
				平成21年10月	KADOKAWA 財務統括室、I R・広報室専任 マネジャー		
				平成22年4月	KADOKAWA 財務統括室、I R・広報室、海 外事業推進室専任マネジャー		
				平成22年6月	KADOKAWA 取締役		
				平成22年7月	KADOKAWA 取締役財務統括室、I R・広報 室、海外事業推進室統括マネジャー		
				平成24年6月	KADOKAWA 常務取締役財務統括室、I R・ 広報室統括マネジャー		
				平成25年4月	KADOKAWA 常務取締役経営統括本部長		
				平成26年4月	KADOKAWA 代表取締役社長経営統括本部 長		
				平成26年6月	KADOKAWA 代表取締役社長海外事業統括 本部長（現任）		
取締役		濱村 弘一	昭和36年2 月8日生	昭和60年4月	㈱アスキー入社	(注2)	(1) 7,100 株 (2) 0 株 (3) 8,292 株
				平成12年3月	㈱エンターブレイン代表取締役社長（現 任）		
				平成14年11月	㈱メディアリーヴス代表取締役		
				平成15年11月	同社代表取締役社長		
				平成21年9月	㈱角川コンテンツゲート〔現㈱ブックウ ォーカー〕代表取締役社長		
				平成24年6月	KADOKAWA 取締役		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有するKADOKAWAの株式数 (2)所有するドワンゴの株式数 (3)割り当てられる当社の株式数
				平成 25 年 4 月	KADOKAWA 常務取締役メディア&インフォメーション事業統括本部長（現任）		
取締役		夏野 剛	昭和 40 年 3 月 17 日生	昭和 63 年 4 月 平成 8 年 6 月 平成 9 年 9 月 平成 13 年 7 月 平成 17 年 6 月 平成 20 年 5 月 平成 20 年 6 月 平成 20 年 6 月 平成 20 年 6 月 平成 20 年 12 月 平成 21 年 9 月 平成 25 年 6 月	東京ガス株式会社入社 株式会社ハイパーネット取締役副社長 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現：株式会社NTTドコモ）入社 同社 i モード企画部長 同社執行役員マルチメディアサービス部長 慶応義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授（現任） セガサミーホールディングス株式会社社外取締役（現任） びあ株式会社取締役（現任） トランスコスモス株式会社社外取締役（現任） ドワンゴ取締役（現任） グリー株式会社社外取締役（現任） トレンダーズ株式会社社外取締役（現任）	(注 2)	(1) 0 株 (2) 70,000 株 (3) 70,000 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するKADOKAWA の株式数 (2)所有するドワンゴ の株式数 (3)割り当てられる当 社の株式数
取締役		小松 百合弥	昭和37年10 月18日生	昭和61年4月 野村證券(株)入社 昭和63年4月 クレディスイス信託銀行(株)入行 平成2年4月 スパークス投資顧問(株)〔現スパークス・ グループ(株)〕入社 平成6年5月 The Dreyfus Corporation 入社 平成9年12月 Fiduciary Trust Company International 〔現 Franklin Resources, Inc.〕入社 平成12年9月 インテラセット(株)入社 平成16年11月 Worldeye Capital Inc 入社 平成18年6月 オリナス・キャピタル・ホールディン グス・アジア入社 平成22年7月 大和クオンタム・キャピタル(株)入社 平成22年8月 大塚化学(株)執行役員 平成24年8月 ドワンゴ顧問 平成25年1月 大塚化学(株)顧問(現任) ドワンゴ執行役員CFOコーポレート本 部長(現任)	(注2)	(1) 0株 (2) 7,300株 (3) 7,300株
取締役		船津 康次	昭和27年3 月18日生	昭和56年4月 (株)日本リクルートセンター〔現(株)リクル ートホールディングス〕入社 平成10年4月 トランスコスモス(株)入社 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成11年12月 (株)角川インタラクティブ・メディア取締 役 平成12年4月 トランスコスモス(株)代表取締役副社長 平成14年9月 同社代表取締役社長兼CEO 平成15年6月 同社代表取締役会長兼CEO(現任) 平成17年6月 (株)ウォーカープラス監査役 平成17年11月 (株)キャラアニ監査役 平成18年6月 (株)角川クロスメディア取締役 平成18年6月 (株)角川ザテレビジョン取締役	(注2)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有するKADOKAWA の株式数 (2)所有するドワンゴ の株式数 (3)割り当てられる当 社の株式数
				平成 20 年 6 月	榊角川マーケティング〔現榊角川マガジ ンズ〕取締役		
				平成 21 年 6 月	KADOKAWA 取締役（現任）		
取締役		星野 康二	昭和 31 年 5 月 7 日生	昭和 58 年 1 月	米国アームストロング社入社	(注 2)	(1) 0 株 (2) 0 株 (3) 0 株
				平成 2 年 1 月	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会 社入社		
				平成 5 年 2 月	ディズニー・ホーム・ビデオ・ジャパン ホームビデオ部門代表		
				平成 7 年 1 月	米国ウォルト・ディズニー社 副社長(V P)		
				平成 10 年 1 月	同社上級副社長 (SVP)		
				平成 12 年 1 月	同社執行副社長 (EVP) ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会 社代表取締役社長		
				平成 19 年 6 月	同社会長		
				平成 20 年 1 月	株式会社スタジオジブリ代表取締役社長 (現任)		
				平成 24 年 12 月	ドワンゴ取締役（現任）		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有するKADOKAWA の株式数 (2)所有するドワンゴ の株式数 (3)割り当てられる当 社の株式数
取締役		麻生 巖	昭和49年 7月17日 生	平成9年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成13年8月 平成17年12月 平成18年6月 平成20年10月 平成22年6月 平成24年12月	株式会社日本長期信用銀行（現：株式会 社新生銀行）入行 麻生セメント株式会社（現：株式会社麻 生）監査役 同社取締役 麻生セメント株式会社取締役（現任） ドワンゴ取締役（現任） 株式会社麻生代表取締役専務取締役 株式会社麻生代表取締役副社長 同社代表取締役社長（現任） 株式会社ぎょうせい代表取締役（現任）	(注2)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役 (常勤)		高山 康明	昭和23年 10月14日 生	昭和46年4月 昭和49年3月 昭和62年5月 平成8年5月 平成20年7月 平成21年4月 平成21年6月 平成21年7月 平成21年10月 平成22年4月 平成22年7月 平成25年4月	監査法人朝日会計社〔現有限責任 あず さ監査法人〕入社 公認会計士登録 同法人社員就任 同法人代表社員就任 KADOKAWA 顧問 KADOKAWA 財務統括室長 KADOKAWA 取締役 KADOKAWA 取締役経理統括室、財務統括 室、I R・広報室、海外事業推進室統括 マネジャー KADOKAWA 取締役経理統括室、海外事業推 進室統括マネジャー兼財務統括室、I R・広報室管掌 KADOKAWA 取締役経理統括室統括マネジ ャー兼財務統括室、I R・広報室、海外 事業推進室管掌 KADOKAWA 取締役経理統括室統括マネジ ャー KADOKAWA 取締役経営統括本部副統括本	(注3)	(1) 3,700株 (2) 0株 (3) 4,321株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する KADOKAWA の株式数 (2) 所有するドワンゴ の株式数 (3) 割り当てられる当 社の株式数
				平成 25 年 6 月	部長 KADOKAWA 監査役 (現任)		
監査役 (常勤)		初本 正彦	昭和 38 年 2 月 11 日 生	昭和 60 年 4 月 平成 13 年 11 月 平成 16 年 10 月 平成 17 年 7 月 平成 18 年 7 月	(株)服部セイコー〔現セイコーウオッチ(株)〕 入社 ソフトバンク・イーシーホールディング ス(株)〔現ソフトバンクBB(株)〕入社 (株)メッツ入社 (株)ナノテックス〔現ユニパルス(株)〕入社 ドワンゴ入社 (現任)	(注 3)	(1) 0 株 (2) 0 株 (3) 0 株
監査役 (非常勤)		渡邊 顯	昭和 22 年 2 月 16 日 生	昭和 48 年 4 月 平成元年 4 月 平成 18 年 6 月 平成 18 年 11 月 平成 19 年 6 月 平成 19 年 6 月 平成 22 年 6 月	弁護士登録 (第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所〔現成和明哲法律事 務所〕代表 (現任) ジャパンバイル(株)取締役 (現任) (株)ファーストリテイリング監査役(現任) KADOKAWA 監査役 (現任) 前田建設工業(株)取締役 (現任) MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス(株)取締役 (現任)	(注 3)	(1) 1,480 株 (2) 0 株 (3) 1,728 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する KADOKAWA の株式数 (2) 所有するドワンゴ の株式数 (3) 割り当てられる当 社の株式数
監査役 (非常勤)		鈴木 祐一	昭和 21 年 9 月 21 日生	昭和 48 年 9 月 昭和 49 年 4 月 昭和 51 年 4 月 昭和 51 年 4 月 昭和 52 年 3 月 昭和 55 年 3 月 昭和 57 年 3 月 昭和 58 年 4 月  昭和 59 年 10 月  平成 16 年 6 月 平成 16 年 12 月	司法試験合格 最高裁判所司法研修所入所・司法修習生 同所卒業 検察官検事に任官・東京地方検察庁検事 山口地方検察庁検事 東京地方検察庁検事 名古屋地方検察庁検事 日本弁護士連合会弁護士登録 (東京弁護士会所属) 東京経済法律事務所(現:八重洲総合法 律事務所) 所長(現任) 株式会社岡村製作所社外監査役(現任) ドワンゴ監査役(現任)	(注 3)	(1) 0 株 (2) 0 株 (3) 0 株
計							(1) 1,002,438 株 (2) 5,802,000 株 (3) 6,972,844 株

(注) 1 取締役船津康次、星野康二及び麻生巖は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

2 監査役渡邊顯及び鈴木祐一は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

3 取締役の任期は、当社の設立日である平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査役の任期は、当社の設立日である平成 26 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 所有する KADOKAWA 及びドワンゴの株式数は、平成 26 年 3 月 31 日現在の KADOKAWA 及び平成 26 年 5 月 29 日現在のドワンゴ株式の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時までに、所有する株式数及び当社が発行する新株式数は変動することがあります。

6 役名及び職名は、本報告書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本報告書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

#### ① 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

#### ② 役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役及び監査役の報酬等は、取締役について総額 400 百万円以内、監査役について総額 50 百万円以内とする旨を定款で定める予定です。

#### ③ 取締役の定数

当社の取締役は、12 名以内とする旨を定款で定める予定です。

#### ④ 取締役の選解任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。なお、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款で定める予定です。

#### ⑤ 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。また、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨（但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。）を定款で定める予定です。

#### ⑥ 監査役の定数

当社の監査役は、6 名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

#### ⑦ 監査役の責任免除

当社は、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるために、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。また、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨（但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。）を定款で定める予定です。

#### ⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款で

定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定める予定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる KADOKAWA 及びドワンゴの経理の状況については、各社の有価証券報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 6 月 24 日提出、ドワンゴにおいては平成 25 年 12 月 19 日提出）及び各社の四半期報告書（KADOKAWA においては平成 26 年 8 月 11 日提出、ドワンゴにおいては平成 26 年 2 月 14 日、平成 26 年 5 月 15 日及び平成 26 年 8 月 8 日提出）をご参照下さい。

## 第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	未定
取次所	—
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【上場申請会社の参考情報】

### 1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定のKADOKAWA、ドワンゴが、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出までの間において提出した、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

#### ① 【有価証券報告書及びその添付書類】

ア KADOKAWA

事業年度 第60期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） 平成26年6月24日関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

事業年度 第17期（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日） 平成25年12月19日関東財務局長に提出。

#### ② 【四半期報告書又は半期報告書】

ア KADOKAWA

事業年度 第61期第1四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日） 平成26年8月11日関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

事業年度 第18期第1四半期（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日） 平成26年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第2四半期（自平成26年1月1日 至平成26年3月31日） 平成26年5月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第18期第3四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日） 平成26年8月8日関東財務局長に提出。

#### ③ 【臨時報告書】

ア KADOKAWA

該当事項はありません。

イ ドワンゴ

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（平成26年9月1日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月19日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月15日関東財務局長に提出。
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月26日関東財務局長に提出。

(4) 金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成 26 年 7 月 4 日関東財務局長に提出。

④【訂正報告書】

ア KADOKAWA

(1) 訂正報告書（上記①アの平成 26 年 6 月 24 日付有価証券報告書の訂正報告書）を平成 26 年 7 月 2 日に関東財務局長に提出。

イ ドワンゴ

(1) 訂正報告書（上記③イ(2)の平成 26 年 5 月 15 日付臨時報告書の訂正報告書）を平成 26 年 7 月 2 日に関東財務局長に提出。

### 第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## **第四部 【上場申請会社の特別情報】**

### **第 1 【最近の財務諸表】**

#### **1 【貸借対照表】**

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### **2 【損益計算書】**

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### **3 【株主資本等変動計算書】**

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### **4 【キャッシュ・フロー計算書】**

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

### **第 2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。